

第三章 司 法

第一節 開村前後及び終戦までの概説

明治二年開拓使が置かれた当時は、開拓使庁内に刑法局断刑課が設けられて断刑聴訴等の事務を司っていた。

明治七年一月に至って函館に司法裁判所が設けられたが、同十五年一月日には函館控訴裁判所と改称し、同時に函館始審裁判所及び函館、江刺(差)、福山、寿都に治安裁判所を設け、同年六月二十日には、札幌、根室に始審裁判所が設置(三県時代)されて、札幌始審裁判所管轄下に札幌、浦川(河)、増毛、小樽、岩内の五治安裁判所、根室始審裁判所管轄下に根室、厚岸の二治安裁判所がそれぞれ同年七月一日開庁した。

それ以来本道の裁判事務は司法裁判所の所管となったのであるが明治二十三年十一月一日には、裁判所構成法の施行により始審裁判所は地方裁判所と、治安裁判所は区裁判所と改称された。

明治三十二年二月十三日には札幌区裁判所滝川出張所が置かれ、同年四月一日に開庁されたが出張所では登記事務のみを取扱い、裁判関係は札幌まで出向かなければならなかった。

その後同出張所は、明治三十三年三月十三日設置、翌三十四年二

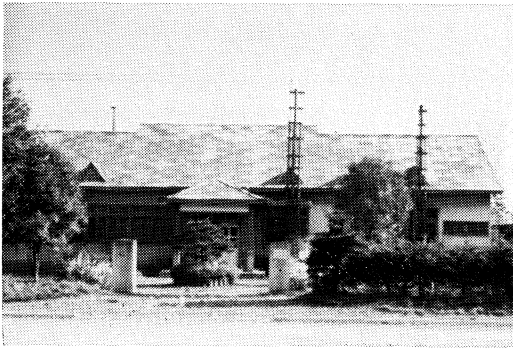
月一日開庁の旭川区裁判所の管轄下に移り、また、大正八年三月二十五日設置、同年七月一日開庁の岩見沢区裁判所の管轄下に置かれたが、裁判問題はそれぞれの区裁判所まで行かなければならない不便が長く続いたのである。

そこで滝川町の有志亀谷虎蔵、奥山与作らはこの不便をなくしたいと昭和十年ごろに至って「滝川区裁判所」の設置について運動を起し、関係筋への陳情も行ったが当時は満洲事変以来国内は非常事態を叫ばれていた折でもあり、陳情は容れられないままに過ぎて終戦を迎えた。

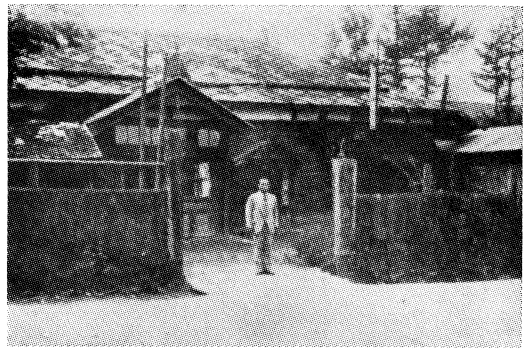
第二節 裁判所

昭和二十一年十一月三日日本国憲法が公布され、立法、行政、司法の三権分立が確立されたことに伴い、裁判所は、昭和二十二年四月十六日公布、同年五月三日新憲法と同時に施行された裁判所法(法律五十九号)に基づき独立し、従来裁判所に併置されていた検事局、登記所は司法省(現法務省)管下に分離した。

滝川には裁判所法の施行に基づく下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(法律六十三号)によって同年五月三日滝川簡易裁判所が設置された。当時庁舎の急造は間に合わず空知通り一丁目所在の滝川警察署の武道場の一部を借り上げ(現在地明神町二丁目一番)、仮庁舎として事務を開始、同年七月三十日には一の坂町の札幌司法事務局滝川出張所(現在地一の坂町西二丁目一番)の一部に移転して開庁式を挙



旧裁判所庁舎



岩見沢区裁判所滝川出張所



裁判所庁舎

行したが、翌二十三年十二月十日大町一丁目の現在地に庁舎（木造）の竣工とともに移庁した。

昭和二十三年十二月二十一日家庭裁判所が誕生（法律二百六十号）し翌二十四年一月一日から発足したが、当地にも同二十五年十二月二十日には最高裁判所規則第三二号の公布により札幌家庭裁判所滝川出張所が設置され、同二十六年一月一日から事務が取扱われるようになった。

滝川簡易裁判所ならびに家庭裁判所滝川出張所の管轄区域は滝川町をはじめ芦別、赤平、砂川、歌志内、上砂川、奈井江、新十津川、江部乙、浜益の町村に及び、この区域内には三井、北炭、三菱、雄別などの大炭鉱を始め大小数十カ所の炭鉱があり、当時石炭産業の発展に伴って管内人口も急激に膨脹し、取扱い事件数も増加の一途をたどった。

このような状況下で簡易裁判所の設置だけではその取扱い事件の範囲（事物管轄）に制約があるなどから、支部昇格の要望が起り、昭和二十七年、当時の滝川町長神部俊郎ほか前田久吉ら町有志の提唱によって、支部設置期成会が結成され会長に前田久吉が選出された。以来、町当局並びに期成会では最高裁判所をはじめ、大蔵省などに陳情を展開した。

この労苦が報いられて、昭和三十二年十二月九日公布の最高裁判所規則第二四号により、札幌地方裁判所滝川支部（権限乙号）ならびに札幌家庭裁判所滝川支部（権限乙号）

の設置が決定され、翌三十三年一月一日から発足（同時に札幌家庭裁判所滝川出張所は廃止）した。

支部設置により事物管轄の拡張並びに更に引続く地域の発展に伴う事件数の飛躍的增加による職員の増員等によって、庁舎が狭あいとなり、昭和三十四年十月に一部増築して急場をしのいだ。

昭和三十六年八月に至って管内市町村の関係者は、滝川市長佐久間貞江（滝川調停協会長）を会長とする庁舎改築促進期成会を結成して、強力に庁舎の全面改築の運動を続けた。その結果当局においてもその必要性が認められ、昭和三十九年七月に至って庁舎新営工事が着工された。

翌四十年十月十日、総工費五、一四八万三、六七七円を以て鉄筋コンクリート造二階建、延一、一四五平方メートル（一階五八六・三五平方メートル、二階五三六・四平方メートル）の近代的新庁舎が完成し、同月十四日から新庁舎において執務を開始して、同年十一月二日新庁舎落成式を挙行了した。

しかし、時あたかも管内の主要産業である石炭鉱業が、いわゆるエネルギー需要の変革による構造的不況によって、急激に斜陽化が進行したあおりを受けて、管内人口も急減するにいたり、裁判所の取扱い事件数も、一時は権限甲号の岩見沢支部をしのいだほどであったが、ざん時減少するに至った。

最近のここ数年は管内状況の落着きと共に裁判所の事務も定着し札幌高等裁判所管内（道内）における権限乙号支部の中の大規模庁としての地位は今後とも動かないものと予想される。

第三章 司 法

歴代簡易裁判所判事

初代 恵木 春松	昭和三・三・七	二代 杉山 貞治	昭和三・七・一〇
三代 中田 二郎	三・五・二一	三代 高村 貢	三・八・二〇
五代 村本五三郎	三・八・九	四代 樫田 寅雄	三・三・一〇
七代 谷口 正雄	四・四・三〇	六代 齊藤 幸作	四・五・一
九代 石出 岩夫	四・四・一	八代 喜市 現	四・四・一
取扱（新受）事件一覽表	五・三・四一	〇代 岩淵 喜市	五・三・三三
	五・三・三三		五・四・一

年 度	滝川簡易裁判所		札幌地方裁判所滝川支部		札幌家庭裁判所滝川支部（出張所）	
	民 事	刑 事	民 事	刑 事	家 事	事
昭和二五年	一、〇〇六	三、三〇九				八〇
同 二六	一、二〇八	三、〇七二				一、二五三
同 二七	九三三	三、五三三				一、五七
同 二八	一、〇〇六	三、七九一				一、〇〇九
同 二九	一、二八	三、九三三				七五
同 三〇	一、〇〇六	三、〇七一				七五
同 三一	七二	三、〇〇八				九三
同 三二	八二	三、九二四				八八
同 三三	九三	三、七四四	一三	一七		八四
同 三四	九六	四、八四七	二九	三三		七六
同 三五	一、〇九	五、五〇五	二五	三三		六五
同 三六	一、〇五	五、九三二	二九	三六		五五
同 三七	一、三三	六、八三二	三三	三六		四八
同 三八	一、三七	八、六四四	三三	三五		四八
同 三九	一、一〇〇	一〇、七〇九	三三	三五		四三
同 四〇	一、三〇六	一〇、八〇二	三三	三五		四三
同 四一	一、三九	八、七七八	三三	三五		四三
同 四二	一、六〇〇	九、〇九七	三三	三五		四三
同 四三	一、八二三	六、三三九	三三	三五		四三
同 四四	一、五七	三、七三二	三三	三五		四三

昭和四五	一、五七	四、一〇	三五	四七
同 四六	一、七五	四、〇三	三四〇	四七
同 四七	一、〇六	三、七五	二七	四九
同 四八	八、〇	四、一五	三三	五一
同 四九	七、〇	四、六三	二六	五二
同 五〇	七、三	四、九二	二五	五三
同 五一	七、五	四、八	三九	五四
同 五二	一、一三	五、一	四三	五五
同 五三	一、〇五	四、四六	四七	五六

△裁判所照会資料▽

第三節 札幌法務局滝川出張所

明治二十九年二月一日に明治二十八年司法省令第一〇号により、滝川登記所が設置されて、滝川村戸長役場内に開設した。

管轄区域は滝川村、奈江村、新天津川村、雨竜郡にわたるものである。明治三十年七月一日歌志内村、富良野村が開村したことにより、同年八月二十四日司法省令第一九号により歌志内村、富良野村を本登記所管轄に編入した。

明治三十二年四月一日に司法省令第三号により登記所が廃止されて、札幌区裁判所滝川出張所と改称し、事務所を一ノ坂の滝ノ川四三八番地の二（現在の第一小学校前）の兵村公有地兵村官舎用建物を借受けて事務を取扱った。同日歌志内出張所が設置され、歌志内村、富良野村区域をその管轄から分離した。

明治三十四年二月一日司法省令第一号により旭川区裁判所が開庁してその管轄下となり、旭川区裁判所滝川出張所となった。庁舎が

国道から離れ民家の後にあるところから、官庁としての体裁も整わなく老朽化していたので、明治四十年七月二十二日近くの滝ノ川四三八番地（現第一小学校南隣）の坪田弥市の新築家を借受けて移転した。さらに大正七年四月十三日同番地に敷地一八二坪五合（約六百三平方メートル）に木造葺葺平家一棟、建坪三五坪（約百十五・五平方メートル）に移転した。

大正二年四月二十一日旭川区裁判所深川出張所が設置されて、深川村、一己村、秩父別村、北竜村をその管轄として転属させた。

翌大正八年七月一日岩見沢区裁判所開設に伴い、同裁判所滝川出張所となり、雨竜郡は総て深川出張所管轄となった。しかし、同年十月一日雨竜村の登記事務を本出張所が取扱うことになった。また大正十三年一月一日からは歌志内村を本出張所に編入した。

昭和二十二年一月二十八日砂川出張所の新設に伴い砂川町、奈井江村、歌志内町を転属させ、同年五月三日法律第九十三号によって札幌司法事務局滝川出張所と改称した。

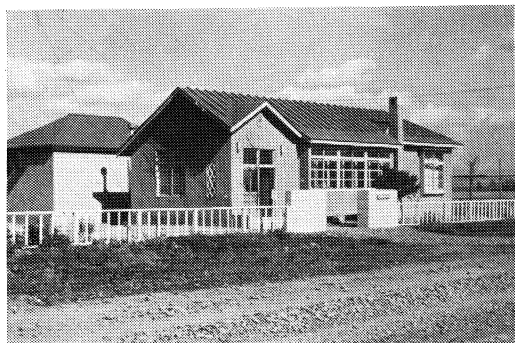
昭和二十三年八月一日法律省告示第四四号により供託事務を開始した。翌二十四年六月一日法律第三百三十六号によって札幌法務局滝川出張所と改称された。

昭和二十五年八月一日法律第二百二十七号により土地台帳及び家屋台帳事務取扱開始、昭和二十九年七月十七日庁舎を大町二三七番地の二（現在大町三丁目七番）の敷地六八八平方メートルに建坪一五五平方メートルの木造平屋庁舎を新築し移転した。昭和四十年四月一日土地台帳及び家屋台帳事務取扱いを終了した。

その後、庁舎も狭くなり不燃庁舎の新築のため昭和四十六年六月十三日滝川市青年研修所(朝日町)を仮庁舎として移転したが、同年十二月十日工事費一、四七七万七、〇〇〇円で鉄筋コンクリート・ブロック造平家建、亜鉛メッキ鋼板葺、延面積二四九・五四平方メートルの新庁舎が旧庁舎跡に完成し、同月十二日移転して業務開始となった。

昭和四十八年一月三十一日書替作業八万三、〇〇〇筆のメートル換算書替えを完了した。

昭和五十二年四月一日法務省令第一七号により砂川出張所に属する登記事務は滝川出張所で扱うことになり、現在の本出張所管轄は滝川市、砂川市、歌志内市、新十津川町、奈井江町、上砂川町、雨竜町の三市四町となっている。



旧札幌法務局滝川出張所



札幌法務局滝川出張所

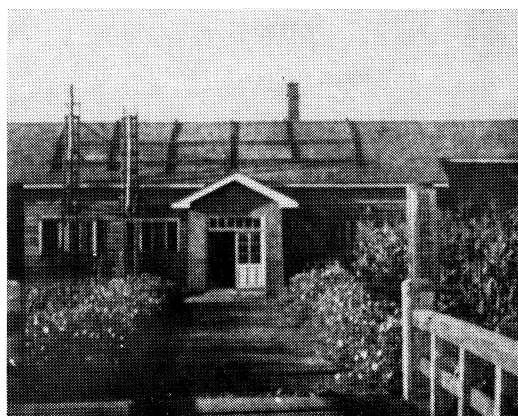
歴代所長

	初任年月日	就任年月日
初代 山崎 文男	明治三・四	二代 佐藤 敬太郎 明治三・七・三五
三代 小田 栄吉	同 三・三・七	四代 浦田 廉治 同 三・五
五代 中村 秀一	同 三・二	六代 中山 寛 同 三・三
七代 浅野 一雄	大正五・四・五	八代 木村 文献 大正八・七・七
九代 河原 兼松	昭和六・三・三	二代 笹森 健和 昭和三・二・二三
二代 佐藤 侃	同 三・三・三	三代 堀岡 徳幸 同 三・九・二五
三代 猪本 久治	同 二・二・三	四代 堀岡 橋 同 三・八・三
五代 新今 亨明	同 五・二・五	一代 佐藤 哲也 同 元・四・二五
七代 松永 太作	同 三・六・一	六代 竹内 芳正 同 三・三・三
元代 江本 音雄	同 五・四・一	三代 鷹井 政一 同 三・四・一
三代 青野 貞二郎	同 三・三・五	三代 和田 正明 同 四・三・六
三代 大井 邦夫	同 四・三・五	二代 堀田 秀行 同 四・三・五
五代 所 利男	同 五・三・五	三代 山田 章一 同 五・四・一

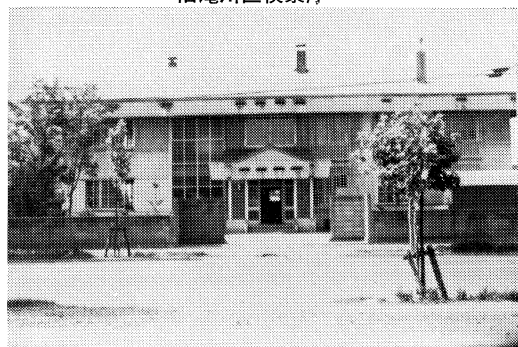
第四節 検 察 庁

昭和二十二年五月三日検察庁法の施行と同時に滝川簡易裁判所に対応して滝川区検察庁が設置され、滝川警察署の一部を借り受けて開庁し、同二十四年三月滝川町より、滝川町字大町二二六番地二二七番地(現大町二丁目七番)に坪数五九九坪の寄附を受け、木造平家建、トタン張り屋根の本庁舎面積五三・五坪と附属建物一一・五坪の庁舎を新築して移転した。

昭和三十三年一月一日札幌地方検察庁滝川支部(乙号)が設置され、滝川、芦別、赤平、砂川、歌志内の五警察署管内を管轄しているところから、各警察署から送致された刑事事件及び検察官が直接



旧滝川区検察庁



検察庁庁舎

受理して認知した刑事事件の検察業務に、庁舎が狭くなった。

昭和三十六年庁舎を新築築することになり、敷地一、九九二平方メートルの現位置に同年七月十日に着手し、同年十二月二十日補強コンクリートブロック二階建、延面積一一三坪（約三百七十五平方メートル）の本庁舎と付属建物二棟面積七五平方メートルが完成し、翌三十七年一月二十九日竣工落成式を挙行了した。

昭和四十八年十二月、札幌刑務所滝川拘置支所が同岩見沢拘置支所に統合され、収容業務を停止したことに伴い、同拘置支所の仮監として、当支部庁舎の一部を使用することとなり、昭和五十三年十二月二十五日改装工事が完了した。

当支部管内は中空知地方に当たる、滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、新十津川町と浜益村の五市

三町一村を管轄としているが、道東及び道北地方への交通の要衝となつては、受理事件中約八八・九パーセントが道路交通法違反及び業務上過失致死傷事件で占められている。

当支部の機構組織としては検察官二名、事務課長以下検察事務官七名の計九名の職員がおり、事務課には庶務、会計、事件、徴収、証拠品、執行、記録、犯歴、統計の各係がある。

歴代検察官

- | | | | | | |
|----|--------|----------|----|-------|----------|
| 初代 | 青沼 長栄 | 昭和三〇・三 | 二代 | 好田 政一 | 昭和五〇・八・七 |
| 三代 | 志村 利造 | 同 三〇・九・一 | 四代 | 藤佐 越 | 同 三〇・五・一 |
| 五代 | 渡辺 泉 | 同 三〇・四・一 | 六代 | 金子 誠二 | 同 三〇・四・一 |
| 七代 | 新栄 仁三郎 | 同 三〇・七・八 | 八代 | 亘理 敏夫 | 同 三〇・三・五 |
| 九代 | 鍛田 勉 | 同 三〇・三・七 | 〇代 | 小関 正平 | 同 三〇・八・六 |
| 二代 | 山崎 寿 | 同 三〇・三・三 | 三代 | 今井 正俊 | 同 三〇・八・六 |
| 三代 | 松井 登喜男 | 同 三〇・三・三 | | | |

検察の事件受理件数

(単位||件)

年次	滝川区 検 察 庁				札幌地方検察庁滝川支部			
	総 数	刑 法	道 交 法	そ の 他	総 数	刑 法	道 交 法	そ の 他
昭四八	七七三	一、五九	五九一	二	五五	四九	元	六
四九	七九三	一、〇五	六六三	二	四四	四三	三	七
五〇	七〇六	一、〇五	六三三	二	五三	四六	五	二
五一	七二〇	一、〇四	六〇〇	一	四三	四四	三	六
五二	七七三	一、〇六	六五〇	一	四〇	三六	三	四

△資料・滝川区検察庁、札幌地方検察庁滝川支部▽

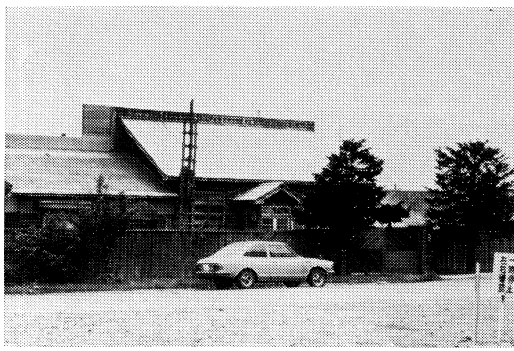
札幌刑務所滝川拘置支所 滝川簡易裁判所及び滝川区検察庁の設置に伴い、昭和二十四年十二月一日に札幌刑務所滝川拘置支所が

新町六一番地（現新町二丁目八番三号）に設置された。

建物は同年八月二十三日着工して同年十二月に完成し、翌二十五年一月七日から身柄収容業務が開始された。

建物は木造平家建面積延九八坪、敷地七二九坪（一坪約三・三平方メートル）の周囲に板塀二一五メートルの施設完成は二十五年三月十六日であるが、後板塀はコンクリに切替った。

従来滝川簡易裁判所に属したもののばかりを収容していたが、昭和三十三年一月一日から札幌地方裁判所滝川支部が設置されてからは岩見沢拘置支所に収容されていた同種の刑事事件に関するものを併せて収容されるようになった。



元滝川拘置支所

命令系統は法務省矯正局↓札幌矯正管区↓札幌刑務所↓滝川拘置所となっており、職員は刑務矯正官一名、一般職二名の計三名で運営されていたが、炭坑の閉山等に伴い収容人員が著しく減少したため、昭和四十八年十二月をもって収容業務を停止し、身柄は岩見沢拘置支所で収容することになった。

なお、拘置所での業務は未決拘留の執行と刑罰の執行の二つに分けられており、未決拘留者

とは刑事犯罪の疑で逮捕された被疑者、検察官から公判を請求された被告人であり、刑罰執行者とは懲役、禁錮、拘留、労務場留置の入所者で、裁判官及び検察官の令状に基づき滝川、砂川、赤平、芦別、歌志内の五警察署から送致される成人の男女であった。

第五節 滝川地区保護司会

犯罪者に対する更生保護が始まったのは寛政年間に「加役方人足寄場」という施設が造られ、刑を終わって釈放された者のうち身寄りのない者を収容し、再犯防止と自立更生を因るため指導監督をして授産の技術を習得させたといわれる。

明治の中ごろになって民間特志家の間に各地で釈放者保護を行うものが出始め、明治二十一年に金原明善が静岡県出獄人保護会を設立して本格的な免囚保護を行った。

明治三十年に内務省所管の監獄事務を司法大臣の所管として刑事政策の一元化が実現した。明治三十八年には刑の執行猶予制度が採用され、四十年に新刑法が公布されて免囚保護事業奨励員規則が定められている。

北海道では明治三十年に各地で出獄人保護会が設立されている。大正十一年四月十七日少年法が制定され、翌十二年一月一日嘱託少年保護司を置くようになった。大正十三年に北海道樺太保護協会が誕生し、その統制下に十数団体が各々活動を続けてきた。

昭和十一年思想犯保護観察法が制定され、民間の司法保護委員組

織がよい成績を上げるようになり、昭和十二年に官民の保護事業関係者により、全日本司法保護事業連盟が結成され、本道にもその支部として北海司法保護事業連盟が結成されて保護協会は解消し全国に司法保護委員を委嘱するようになった。

こうして昭和十四年二月五日全日本司法保護事業連盟会長から滝川町では関藤静雲、木曾智順、小林儀三郎、江部乙村では山本宗平が司法保護委員を委嘱され、更生保護を本格的に行うようになった。

同十四年三月十九日司法保護事務法が制定され、同年五月七日に滝川警察署管内の七カ町村である滝川町、芦別村、砂川町、歌志内村、赤平村、新十津川村、江部乙村の司法保護委員一六名による滝川司法保護委員会結成式が行われ、会規則の設定と関係町村の負担額を決定し、会長にはさきに常務委員を委嘱された関藤静雲が当たり本会の運営及び業務に多大な貢献を果たした。

事務所は滝川警察署内におかれた。

同年九月十三日の司法保護記念日をもって司法保護事業法の勅令発布があり、翌十四日付で司法省からさきに委嘱された各委員に改めて任命があり、官業として民間の協力のもとに免囚保護活動の第一歩を踏み出した。

この任命に当たって地区配属辞令も交付され、滝川区司法保護委員会となり、昭和十五年には浜益村を加え一七名の編成となった。

昭和二十四年三月七日滝川区検察庁庁舎落成に伴い事務所を検察庁舎内に移した。同年五月三十日犯罪者予防更生法が制定され、同

年十一月一日からは新法による司法保護委員を命ぜられた。

また翌二十五年五月二十五日更生緊急保護法と保護司法が公布され、いわゆる更生保護三法により国と社会との連帯責任において犯罪者の更生保護を行うようになり、中央更生保護委員会委員長から滝川分区七名、江部乙分区三名の保護司委嘱があり、滝川区に上砂川、奈井江町を加えて十町村管轄で六二名という多くの委嘱があった。赤平八名、芦別九名、歌志内一名、砂川五名、上砂川九名、奈井江四名、新十津川四名、浜益二名である。

同年十二月七日滝川町亀田馳一から更生緊急保護法による収容保護施設設置につき提供の申出があり、翌二十六年四月十四日建物上棟式が行われ、同年十二月二十五日設立認可を得て財団法人滝川同潤会を発足させた。

昭和三十年十月八日事務局事務所を滝川町役場内に移した。翌三十一年二月八日滝川町保護司推薦委員会を発足し、委員に神部町長、中川拾三郎公安委員長、伊藤清教育委員長、金子軍太郎分区長、関藤地区会長が選出された。同年十一月一日地区保護司会事務局事務所を関藤会長宅に移した。

滝川区の範囲組織が非常に大きいことから昭和三十二年一月十日法務省訓令により芦別市が単独区となり、次いで同年四月一日赤平地区が、さらに三十四年四月三日砂川地区、歌志内地区保護司会の設置があつて分離した。

したがって、昭和三十五年三月二十七日新しい滝川地区保護司会の結成発会式を挙行し、滝川市、江部乙町、新十津川町、浜益村の

三〇名組織となった。

昭和三十六年九月十二日同潤会会長の亀田馳一逝去後に経営停止状態になっていた同潤会の解散決議が行われ、木工、古綿打返しなどの事業も、同三十八年十一月二十八日清算終了された。

昭和三十七年十月二十日事務局事務所を滝川市役所福祉事務所内に移動した。

昭和四十二年七月十五日滝川地区定数三三名と改正され、滝川分区一七名、江部乙分区七名、新十津川分区六名、浜益分区三名で現在に至っている。

保護司の業務対象者は

- 1、少年家庭裁判所の判決によって家庭で保護観察に付された者
- 2、少年院から仮退院を許されて帰って来た者
- 3、成人刑務所から仮出獄を許されて帰って来た者
- 4、執行猶予者で特に保護観察を要する者

であって、これらの者への補導援護、家庭調整、就職あっせんなどに当たっている。

司法保護委員・保護司氏名

滝川 分区

氏名	就任年月	退任年月	氏名	就任年月	退任年月
関藤 静雲	昭和十四・二・五	昭和十七・五・二四	十河与太郎	昭和十六・二・五	昭和十八・〇・三
木曾 智順	同 十四・二・五	同 十六・一・九	山本 庵	同 十六・七・七	同 二〇・〇・四
小林儀三郎	同 十四・二・五	同 十七・五・二四	白水 務	同 二〇・四・一六	現在
青沼 長栄	同 十四・九・一四	同 二〇・〇・三〇	橋本徳四郎	同 三三・二・一	同 三〇・六・四

第三章 司法

北垣藤一郎	昭和三三・三・六	同 三三・〇・三	菊原 静夫	昭和四三・三・三	同 三三・〇・八
原 喜代治	同 三三・四・三	同 三三・〇・三	神部 テル	同 三三・五・五	現在
武田 セイ	同 三三・五・五	同 三三・五・五	高畑 宜雄	同 三三・五・五	同 三三・五・五
金子軍太郎	同 三三・一・一	同 三三・一・一	岡部 潔	同 三三・〇・三	同 三三・〇・三
高橋 始	同 三三・五・五	同 三三・五・五	藤岡 幸藏	同 三三・五・五	同 三三・五・五
亀田 馳一	同 三三・三・三	同 三三・三・三	門山 康夫	同 三三・〇・〇	同 三三・〇・〇
中村 武男	同 三三・三・三	同 三三・三・三	山口 行薫	同 三三・〇・〇	同 三三・〇・〇
西村 幸一	同 三三・八・三	同 三三・八・三	江川 虎松	同 三三・〇・〇	同 三三・〇・〇
田子 ヒサ	同 三三・〇・〇	同 三三・〇・〇	鈴木 英市	同 三三・〇・〇	現在
三谷 登美	同 三三・〇・〇	同 三三・〇・〇	山下コハル	同 三三・〇・〇	同 三三・〇・〇
杉浦 善正	同 三三・五・五	現在	今井 定利	同 三三・三・三	同 三三・三・三
川村拾五郎	同 三三・五・五	同 三三・五・五	工藤 キヨ	同 三三・二・七	同 三三・二・七
五十嵐 小之助	同 三三・七・一	同 三三・七・一	遠藤 三雄	同 三三・三・三	同 三三・三・三
斉藤 周三	同 三三・三・五	同 三三・三・五	中井 キヨ	同 三三・二・七	現在
横山 重雄	同 三三・二・七	同 三三・二・七	細川 友久	同 三三・五・三	同 三三・五・三
藤本 清一	同 三三・三・三	現在	石黒 正信	同 三三・二・七	現在
渡辺 寛	同 三三・九・三	同 三三・九・三	和田 武雄	同 三三・二・七	同 三三・二・七
関藤 竜静	同 三三・三・三	現在	館 正敏	同 三三・三・三	同 三三・三・三
畑中 智子	同 三三・三・三	同 三三・三・三	金山 二男	同 三三・三・七	現在

齊藤 宏一 昭和五・三・二七 現在 大西 英男 昭和五・二・二七 現在

藤原 常男 同 五・〇・〇〇 現在 高嶋 晃寛 同 五・二・二七 現在

青木 仁八 同 五・五・五五 現在

江部乙分区

山本 宗平 昭和二・四・二・五 同 二・四・三・六 進藤 正雄 昭和三・五・五五 同 四・一・一六

和田 秀喜 同 三・九・三三 同 三・五・四四 増永 榮作 同 三・三・三三 現在

藤本 正明 同 二・四・六二 同 三・〇・四二 島津 ユリ 同 三・四・三三 現在

岩佐 職司 同 二・四・六二 現在 中西 重晴 同 三・〇・〇〇 同 三・〇・〇〇 元

三栗 行善 同 三・七・〇〇 同 三・七・〇〇 石山 武雄 同 三・七・〇〇 現在

石川 初吉 同 三・七・〇〇 同 三・四・三三 畑原喜之助 同 三・三・三三 現在

手嶋 二枝 同 二・六・三三 現在 篠原 市郎 同 三・〇・〇〇 同 三・三・三三

越智 正光 同 三・九・一 同 三・〇・〇〇 岡本 信義 同 三・五・五五 現在

新十津川分区現職者

鈴木源太郎 北村 巖 長 幸一郎 西岡 重寿 桃木 薫

渡辺 博文

浜益分区現職者

井畑 定信 嶋地 就孝 岸本 金次

滝川地区歴代会長

氏 名 就任年月日 氏 名 就任年月日

初代 関藤 静雲 昭和二・四・五七 二代 金子軍太郎 昭和三・三・二七

三代 白水 務 〃 三・五・三〇

〔資料「滝川保護区の歩み」一・二集〕

第六節 人権擁護委員

新憲法の保障する基本的人権を擁護する機関として昭和二十三年二月十五日法務省に人権擁護局が設けられ、次いで二十四年六月から法務省の地方出先機関である全国八法務局四十一地方法務局にも人権擁護の事務を取扱うことになって、国家機関としての態勢は一応整った。しかし、国の力だけでは目的の達成が困難で民間の協力を得ることになった。

昭和二十四年五月三十一日法律第三百三十九号で人権擁護委員法が公布され、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、人権が侵された場合にはその救済のため速かに適切な処置をとっている、常に自由人権思想の普及高揚につとめるといふ重大な使命を帯びた人権擁護委員を各市町村に置くことになった。

委員となるものは市町村長が当該市町村の議会議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解の深い人を選び、市町村議会の意見を聞いて市町村長が法務局へ推せんし、審査のうえ法務大臣に上申されてから委嘱される。

委員数は各地の事情を考慮して定められ、委員任期は三年となっている。

滝川においては昭和二十六年四月から、江部乙には翌二十七年十一月から各一名の人権擁護委員の委嘱があったが、現在は四名と二名の計六名になっている。

昭和五十年三月各委員の申し合いにより滝川人権擁護委員会を組織し、代表に矢島亀鶴が推され現在に至っているが、人権擁護の業務活動をはかるため、翌五十一年四月から毎月第三木曜日を人権相談日と定め、総合福祉センター内で人権相談を受けている。

歴代人権擁護委員

滝川地区

氏名	就任年月	退任年月	氏名	就任年月	退任年月
高橋 幸市	昭和六・四・三〇	昭和六・五・五	江川 虎松	昭和六・五・一五	現在
同	昭和六・三・五	昭和六・三・五	同	現在	
同	昭和六・二・三〇	昭和六・三・五	田中 正雄	昭和六・七・一五	昭和六・八・三〇
芳村 きみ	同	昭和六・八・一五	同	昭和六・八・三〇	昭和六・八・三〇
同	昭和六・八・一五	昭和六・八・一五	草浦 正己	同	昭和六・三・一
難波繁太郎	同	昭和六・五・一五	同	現在	
同	昭和六・六・一五	昭和六・五・一五			
矢島 亀鶴	同	昭和六・六・一五			
現在					
江部乙地区					
氏名					
一木 善二	昭和七・二・一	昭和七・二・一	三栗 自然	昭和五・四・一五	現在
同	昭和四・二・六	昭和四・二・六			
同	昭和四・二・五	昭和四・二・五			
同	昭和四・二・五	昭和四・二・五			
同	昭和四・二・五	昭和四・二・五			
鳥津 ユリ	同	昭和四・二・五			
現在					

第四章 消 防

第一節 消 防 組

北海道は約半年の間火気のない生活ができない生活環境にあるため、失火がないように充分注意しなければならない。

北海道における消防規則は明治七年二月五日開拓使布令の火災消防規則、同八年二月一五日布達の火防手火防規則で札幌市街における火防取扱いが定められた。

消防事務は警察所管となっており、三県時代においても災害現場の指揮権は警察一本に統一されていたことに変わりはない。

函館・札幌・小樽など大きな街の消防力はしだいに強化されたが、郡部村落には消防組織もなく大きな火災には手も足も出ないという実情であった。

そこで道庁は明治二十一年三月、区町村の部落単位に消防組を設置させることにして「消防組設置準則」を制定して、公設、私設を問わず警察署の管理のもとに消防組設置を進めた。

滝川消防組の誕生 滝川においては明治二十三年一月の開村で、

このころから市街化が進められていたもののまだ数も少なく、翌二十四年に至って市街地に警鐘台が設けられた。

屯田兵村にあっては火気の取扱いは最も嚴重な取締りを受け、兵屋は官給施設であるため家族は十分注意を払い火災はなく、また隣家との間も遠く離れているため大火となる心配はなかった。

したがって火災予防に当たっては次第に移住者が増す市街地区に注意を払う必要が生じてきた。

明治二十七年二月勅令第一五号をもって「消防組規則」が公布され消防組は町村に一組とされ、水火災の警防に際し出動することなど設置基準、組頭以下の任免、指揮監督、費用負担等が次のとおり定められ、ここにおいて初めて消防事務の全国統一をみたのである。さらに同年五月道庁では同規則施行細則を定めている。

消防組規則（抄）（明治二十七年二月勅令第十五号）

第一条 府県知事ハ水火災警戒防禦ノ為メ必要ノ地ニ消防組ヲ設置スルトキハ此ノ規則ニ定ムル所ノ条規ニ依ルベシ

第二条 消防組ノ設置区域ハ市町村ノ区域ニ依ルベシ

第三条 消防組ハ組頭一人小頭若干名及ビ消防手ヲ以テ之ヲ組織ス 組頭及ビ小頭ハ警察部長若クハ其委任ヲ受ケタル警察署長之ヲ命免ス 消防手ハ警察署長之ヲ命免ス

第六条 消防組ハ府県知事ニ於テ指定シタル警察署長之ヲ指揮ス消防組ハ警察官ノ指揮ニ従ヒ進退スベシ 但シ水火ニ際シ警察官臨場ノ暇ナキトキハ組頭若クハ小頭之ガ指揮ヲ為スコトヲ得

第十三条 消防組ニ関スル費用ハ其市町村又ハ町村組合ノ負担トス

この規則により公設機関としての消防制度が確立され、昭和十四年に警防団と改組されるまで一貫した運営の下に置かれたのである。

この年全道には三九の公立消防組が設置され、その後の育成強化で三十五年末には一〇〇組、四十四年末には一二三組、消防員九、

六六六人と次第に各地で消防組設置が行われたのである。

滝川では明治二十七年に田中信邦の主唱で有志者の寄附により、私立滝川消防組が結成された（注 公立・私立と設立年月の違いが資料により異なるため、滝川町史を参考とした）。

滝川の消防組結成及び当初の経過について「滝川昔物語（昭和十四年七月刊高橋信行著）」に記載されているので、次のとおり掲載するが、最初の消防組設置年月に違いが見られる。

滝川消防組の濫觴

明治二十九年六月頃なりしが、滝川村本通二丁目理髪業田中信邦（山口県人）の主唱に依り有志相謀り私財を醸出して、私立消防組を組織し、組員二十九名、梯子、鳶口、天水桶等を設備して警備に当った。之が本村消防組の濫觴（注 はじまり）である。後明治三十年九月公立滝川消防組の創立に因り、自然私立消防組は消滅となった。

これよりさき同年三月滝川村々費予算の組長会議に於て、当時の第一組長藤川光太郎、第二組長高橋信行、第三組長吉村多門、第四組長楨莊次郎、第八組長高橋藤吉の諸氏は公立消防組創立の必要を認め此の建議案を提出した処、時機の熟する事として大竹康造、高田直一郎の二氏も大いに賛意を表せらるゝに至り、ここに村総代小原清兵衛、戸長小華和貞男氏とも相謀り村有志者より金壹千余円の寄付金を募集して、前述の公立滝川消防組を組織し、本町五丁目現在拓殖銀行支店角に消防番屋を建設し、金四百円を投じてドイツ式腕用ポンプ一台、付属器具、裨天等を設備し、組頭一名、小頭三名、消防手四十七名計五十一名で組織した。即ち組頭以下の幹部は左の如くであった。

組頭菅波銀司、小頭石黒吉松、小高勘次郎、山崎徳太郎の諸氏であった。而して消防手に対する訓練指導者は元札幌市（当時区）消防組頭にして明治二十二年部下の消防手等の騷擾事件の責任者として処分を受け後滝川町に來住本通三丁目浴場営業をなし居りし平出菊次郎氏であった。（以下略）

（注 滝川町史では明治三十八年八月二十日公立消防組として許可された。とある。）

第四章 消防

消防組員と屯田兵との衝突事件 明治三十二年は滝川開村十年目に当たるので、九月二十二日から二十四日までの三日間盛大な記念

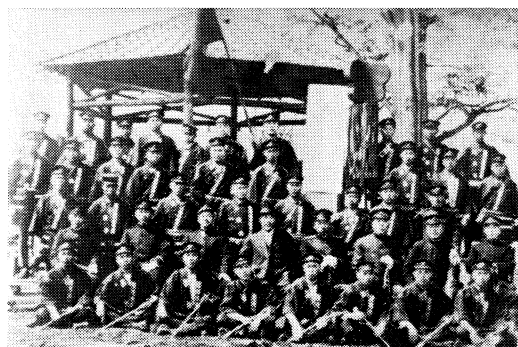
大祭が行われた。鉄道側ではこの祭典を意義あるものとするため、祭典期間中峰延・旭川間各駅から滝川駅に下車する乗客に対して、汽車賃三割引の恩典を与えたので滝川に入り込んだ人びとは実に数万人に達し、盛大をきわめたものであった。

滝川の祭典の大興業物の來村と汽車賃割引はこれが始まりである。今までの慣例によって、消防組員が祭典の雑沓防止その他の警備に当ることは当然であったが、この祭典に來町した女力士の興行を江部乙屯田兵も多数入場して観覧していた。たまたま江部乙屯田兵が滝川消防手の足を踏んだことから発端となって、石黒小頭が警察官とともにその屯田兵の頭を殴打して問題は尖鋭化した。

江部乙屯田兵が一団となり、復仇の目的で滝川屯田兵の弥次馬を加えて多数の者が本通五丁目の消防番屋を襲撃して、その大半を破壊し、さらに余勢をかって広小路（現本町一丁目）の菅波組頭宅をも襲撃したが、菅波方では防禦に万策尽きて止むなく獵銃を取出し二発まで空砲を発射して、ようやく暴行集團の引揚げをみた。

その後その余勢は滝川警察分署も破壊しようとする押寄せ号令をもつて指揮するものがあるなど、事態は容易ならぬ状況となった。

ちょうどそのころ簡闊点呼視察のため來村中の札幌連隊区司令部大塚副官がこれを制止するため急ぎ乗馬で現場に駆けつけ、馬上号令一下、さすがに血気にはやった屯田兵も上官の命に抗しがたなく、殺気に満ちたこの集團もたちまち解散鎮圧された。



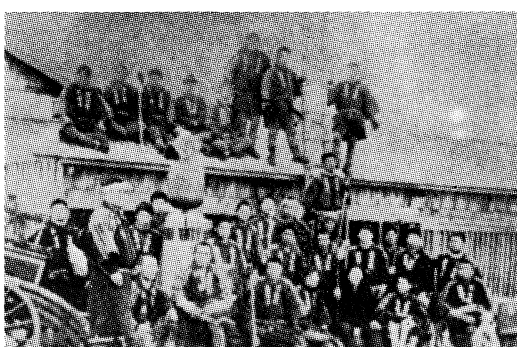
滝川消防組第二部金黒簾二条使用記念



滝川町第一組私立消防



私立滝川義勇消防組



私立滝川消防組

この事件の前後処置は有力者の調停努力によって

- 1 暴行首謀者江部乙屯田兵に対し三週間の外出を禁止すること。
- 2 関係警察官は他の地方へ転任させること。
- 3 石黒小頭は責任上潔く辞職すること。
- 4 菅波組頭に対し江部乙屯田中隊長から罹災見舞として酒一樽を寄贈すること。

を和解の条件としてこの不詳事件は円満におさまった。

△(滝川昔物語)▽

滝川消防組第二部の誕生

市街地区が次第に広がり一の坂方面まできたので火防設備を要望する声が高まり、明治三十六年五月に私設消防組が設立された。その後明治四十四年六月に本通り一丁目村上吉太郎、本田源造、進藤孝らが発起人となって私立消防組を組織し火災警防のため、札幌二二商会から腕用ポンプその他防火器具を購入して訓練し、市街に火災発生に際し協力出場することになった。

明治四十五年の初めころに至って従来の消防機関では時宜に適さず、公立分置の必要があるとの声が高まり、市街を縦貫する国道を中心として西方を第一部、東方を第二部に二分するように、時の町長代理助役奥井直吉に相談し、明治四十五年二月二十八日の町議会で二部制が議決されて、滝川消防組第二部として誕生した。

明治四十五年五月番屋を大町九一番地(現大町五丁目一番一号)に建てた。

大正三年二月十六日北海道庁令第一六号をもって正式に承認されてつぎのとおり編成された。

滝川町滝川消防組

第一部(本町国道以西一円)

第二部(本町国道以东一円)

組頭 三浦 庄作

第一部長 小野 与太郎

第二部長 五十嵐太郎吉

小頭 今出 清六 同 奥田幸次郎

小頭 池田好太郎 同 進藤 孝

滝川消防組第三部の誕生

市街地区が広小路方面に発展して、大

正七年二月火防設備の要望が強くなり「広親会私立消防組」が設立され、組頭に亀谷虎蔵が当たった。同年五月一日公認されて滝川消防組第三部となった。

防組第三部となった。

組名	部名		設置年月日	組数	部数	人員	
	第一部	第二部				組頭	小頭
滝川消防組	明治四五年二月二八日	大正三・二・一六	七・五・一	一	三	一	三
	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同
計							三五

△大正七年十月刊 町勢一斑▽

ついで大正十二年ごろ停車場通りの発展に伴い、及川喜兵衛が組頭になり私立滝川義勇消防組を結成し、番屋を空知通北三丁目に建設した。

公私設消防組（大正十五年末現在・町事務報告）

名称	組			織		計
	組頭	部長	小頭	消防手	計	
滝川消防組	一	三	六	七五	八五	
私立滝川消防組	一	一	一	三二	三五	
計	二	四	七	一〇七	一二〇	

この義勇消防組が昭和四年四月にいたり公認されて滝川消防組第四部となった。同年八月及び六年八月にポンプ自動車を各一台購入

第四章 消防

して火防強化がはかられた。

幌倉（東滝川）方面でも昭和五年七月十二日私立幌倉消防組が設立され、三谷登美が組頭となって幌倉の火防に当たった。詰所は昭和九年四月に建築された。

昭和七年四月滝川消防組常備消防部を設置し、常備員七名を置き同年六月四日空知通り北三丁目消防本部新築に着手、同年十月一日竣工して防火の完ぺきを期することになった。

昭和八年四月第一部と第四部とを合併させて第一部とし、全町三部制とした。昭和九年の団員構成は組頭一、部長三、小頭七、常備消防手七、消防手六〇計七八である。

昭和十一年四月には常備員二名を増置して九名体制をとり、同年八月にポンプ自動車一台、器具自動車一台を購入して設備の充実をはかり、消防の機動力を発揮することになった。

舟津幸作談

昭和五年五月九日は朝から南西の季節風が吹きす

さび砂塵を巻きあげていた。正午過ぎた頃駅前御嶽教会（日勝寺のところ）の屋上からもうもうと白煙が立ち昇った。当時消防組員であった私は駅の吹貫倉庫（貨物積降場）前でこれを見て火事と直感した。急いで自宅に駆け戻り消防服装に着替えるとポンプ置場に急行した。途中近火を知らせる半鐘がけたたましく鳴るのを聞いた。

ポンプ置場には早や三、四人の先着者がいたがいかんせん馬曳のガソリンポンプのためどうにもならない。ヤキモキしているうちにようやく馬を持った組員が駆付け出動した。その時既に炎を交えた黒炎は火の粉を降らしつつ風下へなびいて延焼寸前であった。現場

到着ただちに火掛りはしたが建物は大きい上に強い風に煽られた火勢は物凄く消火作業は一段と困難であった。消防組員同一致協力の奮闘が効を奏しさしも猛烈をきわめた火勢も下火となり御堂一棟



昭和7年10月竣工 消防組消防本部

で喰い止めて大火の危機を脱し事なきを得た。当時焼けた御嶽教会の裏手(今の籠島新聞店)に住んでいた石渡寛氏が滝川消防組第四部の幹部に就

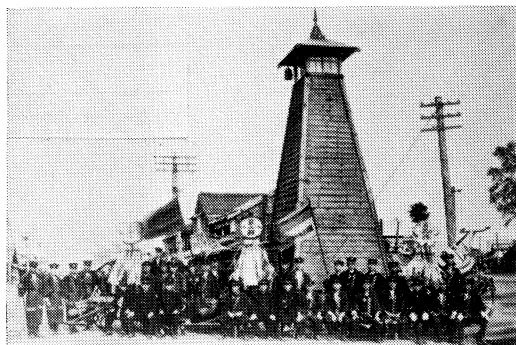
任し、消防に対する認識を深めるに従い御嶽教会火災時のことが身に試みているので「消防は最初の五分間」という言葉を痛感せられ常備消防の必要性を感じ設置への決意を固めたのであった。

昭和五、六年頃は浜口内閣の緊縮政策時代で一般に不況のドン底であった。官史は一割の減俸、お米は玄米一俵

(六〇キロ)五円くらいであって人心は沈滞気味で常備消防をつくることには異議はないが費用の点では至難中の至難とされ容易ならぬ大事だというので大方は反対であった。この険悪な空気の中で敢然石渡寛氏は警察、役場、火防組合、消防組幹部その他関係方面へ猛運動を起こし理解協力を求めて実現へまい進した。今にして思えば石渡寛氏こそ実に常備消防設置の大功労者である。

常備消防に必要な一般経常費は消防組員の数を減らしたり、火災予防組合の夜警を廃止したり、その人員を常備に組替え編入したり、その他火防消防についての費用を常備重点にして予算をつくりあげて関係方面の了解を求めたのである。問題は本部と望楼の建設費であったが、これは全然ないのでどうして捻出するか、当時役場の財政状態では全額支出は到底望めなかったので一般寄付を仰ぐという案を出したが、不況時代に寄付集めはこれまたできない相談だと反対は多かったが、これよりほかに途はないので寄付ということに落着いたのである。寄付ということに決めはしたが寄付集めに出る人は少なかったので目標額にはなかなか到達しなかった。この時滝川警察署の消防主任であった千葉吉治氏は消防について造詣の深い熱心家であって、当時北海道消防の三羽鳥といわれた権威者でもあった。この人が蔭の力となって尽してくれたので寄付集めもどうやら目標に近づくことができた。

そこで建設費用はどのくらいであったかという点、昭和八年度の予算として警察署から役場へ提出した当時の書類によると総工事費五、五〇〇円、内金三、三〇〇円は寄付によるとなっている。私の記



滝川消防組消防番屋と消防組員(一・二・三部)
(大正13年頃・現在の大町一丁目一番一号位置)

憶では望楼の建設が一、五〇〇円であったから四、〇〇〇円で本部建物とその他一切が賄われた訳である。本部建設に当たっては請負ということではなく消防組の直接工事ということで働く人たちも消防のことであるからと犠牲的奉仕で利害を超越した協力振りで建築材も一等材を使用(当時二〇〇石五〇〇円くらいであったと思う)して割安にできたのである。昭和七年六月四日地鎮祭、同月二十八日上棟式、九月二十日落成式を挙げて難行をきわめた常備消防の建設も、当時の消防組頭をはじめ各幹部、警察、役場、火防役員その他関係諸氏の熱意と努力によって遂に竣功をみたのであるが、顧みて道内大都市といわれる札幌、小樽、函館そのほかの大都市は別として、小さな町として常備制を持っているところは少なかつた時代であった。こういう時に滝川町はこれまで町の大半を灰燼に帰すような大火もなかつたので消防の常備制など大方は余り考えていないのであった。

さて常備消防部の発足時には総員は七名であった。常備制の建前から昼夜勤務が原則で当然七名を二班に分けて昼間三名、夜間是一名ふやして四名とし常時勤務した訳である。したがって火災出動となれば本部は空にして火事場へ出動したのである。火災現場はとにかくとして四人での望楼勤務は相当過重であった。特に極寒時の夜間勤務は今思い出しても寒気を催すほどであった。当時の望楼の高さは地上から足許まで七〇尺、昇降は鉄梯子、最上部の二〇尺ほどは直立同様、風の強い時など吹き飛ばされそうであった。寒中の鉄梯子は握る度に手袋が凍りつく始末であった。一時間の勤務時間も終わ

り二〇分くらいになると足の裏から股のあたりへゾクゾクと震えるような寒さを覚える。時には湯タンポを背負って勤務した者さえない。思い出しても笑えない辛さであった。七人の少数、平時勤務は辛くとも通報が早く迅速な出場で被害も最小限度に止めた時には平素の苦勞など一ぺんに素飛んで仕舞い手柄話に花を咲かせるのが唯一の楽しみであった。こうした手柄話を語り合う蔭には七名の昼夜の別ない拘束二十四時間勤務にひとしいものがあって常備消防という面目を保ち得たのだと思う。

(以下略)

江部乙消防組の誕生 明治三十四年四月から兵村屯田兵は後備役となり、明治三十九年十一月に土地給与規則が廃止されるに及んで土地の売買が行われるようになり、十二丁目・国道に市街の形成をみるようになった。

明治四十五年六月、坂田巡查及び黒田策一、岩本秀次郎などの発起により、市街地住民の寄付を募り消火ポンプを購入し、組合員二五名をもって私設消防組が創設された。

大正四年十月に至って公立江部乙消防組として認可され、江部乙一円をその区域と定められたが、当時の村財政は諸経費全額の支出は困難であるところから、大正五年十月消防後援会が組織されて、市街住民から寄付を募り、消防経費の一部を補足して消防機能の発揮に尽した。

大正十一年にはさらに市街地住民の寄付を迎え、第二号消火ポンプを購入してその充實をはかった。また同年十一月団員二〇名による消防応援団が組織された。

昭和二年五月、市街地の発展に伴い、戸数が増加したため統制ある消防活動の必要性に迫られ、応援団を第二部とし、二部制を施行した。

昭和三年、従来の火見櫓^{やぐら}を改築し、在郷軍人分会より寄付を受けた時報及び警報用の三馬力モーターサイレンをこれに取付けた。

昭和四年十一月に二、八〇〇円を投じて二〇馬力自動車ポンプを購入して第一部に配置、さらに昭和六年五月には消防組員の積立金五〇〇円を基礎として、市街地住民の寄付及び不足分を部落民の寄付により、シボレー二五馬力自動車ポンプを購入して、これを第二部に配置し、また同時に番屋を西十二丁目鉄道東側角地に新築した。



江部乙消防組当時の詰所

昭和十一年七月に第一部の自動車ポンプをフォード三〇馬力の新車に更新してその完べきを期した。

第二節 警 防 団

滝川町警防団の発足 昭和十二年七月七日に勃発した蘆溝橋事件から戦火はますます拡大して、支那事変に発展していった。

同年九月北海道地方総動員警備に関する条例によって滝川町防衛団が編成され、国内は挙国一致の防備体制が強く叫ばれるようになり、国内の空襲警報・火災の防備・訓練に万全を期するようになった。その後昭和十四年一月二十五日勅令第二〇号をもって警防団令が公布された。

これにより従来の消防組規則は廃止され、機構改正により十四年四月一日滝川消防組と滝川防護団とが合併して滝川警防団が新しく発足した。定員を二五〇名とし二分団制に編成した。すなわち市街地区は第一分団となり、幌倉（東滝川）地区が第二分団である。

団長一名、副団長一名は北海道長官の任命、分団長二、部長一二は警察署長任命であった。班長二二、警防団員二二二、計二五〇名警防団組織、団員数については次のとおりである。

年 別	団 長	副団長	分団長	部 長	班 長	警防団員	計
十七年	一	二	三	二	二	二二四	二五五
十八年	一	一	二	一	二	一九五	二三七
十九年	一	二	二	一	二	二〇五	二〇〇
二十年	一	二	二	一	二	二〇六	一八三
二十一年	一	二	二	一	二	二〇六	一三三
					女子	女子	
					一四	一四	
					二二	二二	
					一〇	一〇	
					五	五	

常備部 (右のうち数・十七・八年不明)

年別	部	長	副部長	班	長	警備員	計
十九年	—	—	—	—	—	—	—
二十年	—	—	—	—	—	—	—
二十一年	—	—	—	—	—	—	—

昭和十九年五月二日滝川町警防団は消防部、警護部、救護部の三部制となり、定員を二三九名としたが、太平洋戦争終了後の昭和二十一年八月十三日機構を改め、警護部と救護部の二部は廃止され消防部だけを残し、定員を一五三名とした。

なお、昭和二十一年現在の消防ポンプは自動車五、ガソリンポンプ一、腕用ポンプ二であった。

江部乙村警防団 昭和十四年三月十三日警防団令が施行されて、江部乙消防組も江部乙村警防団と改称し、防火その他の災害の救助又は防空警固に勤めることになった。昭和十六年十二月太平洋戦争の勃発とともに警防団の責務は一層重要性を増し、対空警戒、燈火管制、防空防火など日夜めまぐるしい体制にあった。

警防団設置当時の団員数は次のとおりで二部制であった。

団長一、副団長二(以上長官任命)、部長二(警察署長任命)、班長二一、警防団員九九、計一一四名

第三節 自治体消防

滝川の消防 昭和二十二年四月三十日新たに消防団令が發布されて、今までの警防団令は自然消滅することになったが、滝川町で

は同年七月十日消防団設置条例の議決され同年八月二十日新法令に基づき滝川町消防団が結成された。

新発足の滝川町消防団は一部、二部、三部を市街地に、四部を幌倉(東滝川)に置き、さらにこの年滝川町消防団予防部を設置して定員を六二名とした。昭和二十二年、二十三年の団員数は左のとおりである。

年別	区分	団長	副団長	部長	副部長	班長	団員	計
二二	現員 (内常備)	一	一	六	六	一四	一四七	一七五
二三	現員 (内常備)	一	一	六	六	一四	一四〇	一六八

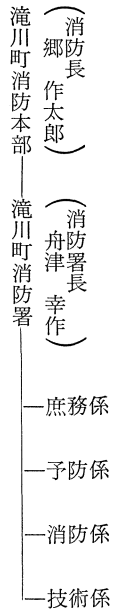
昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号で消防組織法が制定され、自治体消防として市町村が消防本部、消防署、消防団を設置することになった。続いて二十三年七月二十四日法律第百八十六号で消防法が公布され、火災の予防、警戒、鎮圧など消防全般にわたる業務取扱いが示されて、自治体消防の充実がはかれるようになったのである。

昭和二十四年六月十七日滝川町では消防本部等設置条例、消防団条例が公布され、同年六月三十日滝川町消防団の機構改革を行い、さきに設置した予防部を解散した。

同年七月一日消防本部、消防署を設置して定員二〇名の常備体制をとり、消防団員は六二名定員と定めた。

消防署人事は消防司令一、司令補一、消防士長四、消防士一四の

計二〇名が発令され、その組織機構は次のとおりである。



滝川町消防団の組織としては四部制で団員は団長一、副団長一、部長四、副部長四、班長八、団員四四で、各部一五名の編成である。

昭和二十七年十月十五日四部制を改めて四分団制となし、ついで昭和三十三年三月三十日滝川町消防団条例の一部を改正して、定員七名増加の六九名とした。翌三十四年十二月十五日さらに一名増員の七〇名として副団長二名制とした。

昭和三十六年十二月四日滝川市総合庁舎の完成開庁にあたり、消防本部も栄町七番地から大町一九〇番地(現大町一丁目二番)の市役所庁舎内に移転した。

昭和三十七年十二月三日火災予防条例を公布して予防行政の徹底を期することになり、さらに翌三十八年二月には火災予防相談所を消防本部に開設して市民の火災予防を喚起し、また北海道より委託の水防無線局も開設させた。

同年五月二十八日建設省告示により栄町、本町の全域と大町、一の坂町、朝日町の一部が準防火地域に指定され、区域面積一一・一八四ヘクタールにわたって翌六月十七日から適用地区とした。

同年十一月十六日消防本部に無線局を開設、通信範囲四〇キロメートルの超短波無線電話(移動用二台、固定用一台)を設置して、消防

活動の強化がはかれることになり、また日本損害保険協会からポンプ車一台が寄贈されて、市内消防車八台となった。

昭和三十九年三月中空知九市町による消防相互応援協定を締結した。この年五月一日夕張製作所住宅に火災が発生し、二六棟八〇戸の全半焼という大火となったが、近隣八市町から一三台の応援を得た。

昭和四十年十二月十三日一の坂の立体交差工事に伴う緊急時のう回に対応して、朝日町の道北塩業車庫(約四十平方メートル)を借用して市消防署臨時北分遣所を設置した。朝日町、黄金町地区は急速に発展したところからこの種施設を考慮して、翌四十一年七月十二日朝日町西四丁目一の元三星ハイヤー営業所を改造して北分遣所とし、署員五名とタンク車一台を配置した。この年四月消防職員定数を三〇名とした。

昭和四十四年四月一日から救急業務を開始、救急車の出動は次の事故発生に際して行われる。

- ・ 火災現場での事故
- ・ 暴風、洪水、地震など天災による事故
- ・ 水泳中におぼれた人、子供や泥酔者が誤って水中に転落した時
- ・ 交通事故のとき
- ・ 工場や労働現場などで起きた事故
- ・ 運動競技中に起きた事故
- ・ 公衆の出入りする場所や街頭で起きた事故
- ・ 犯罪により傷害事故が起きたとき
- ・ 自殺未遂のとき
- ・ 屋内または街頭で発生した事故で、傷病者を救急車で運ばなければ生命に危険があるとき

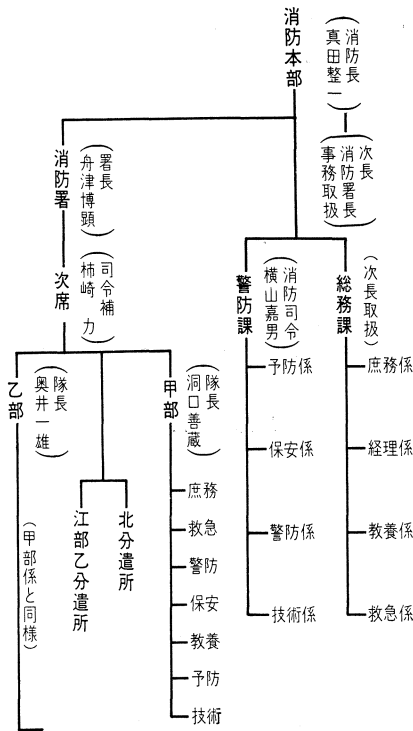
と規定している。

同年九月十日ハシゴ付消防ポンプ車を一、二〇〇万円うち一〇〇万円は中空知信用金庫（現北門）寄付で購入し、一六メートルのハシゴ車によるビル火災に対応できる体制とした。

昭和四十六年四月一日滝川市と江部乙町が合併して新しい滝川市が誕生して、消防職員定員を四九名として滝川消防署江部乙分遣所を開設、江部乙地区の救急業務が開始された。

同年六月 消防本部の機構を改正し、四十五年からの八係を二課八係制とした。

消防本部・滝川消防署の機構図は次のとおりである。



一方、消防団各分団については次のとおりであった。

第一分団 団員数 一八名 詰所位置 栄町二六八番地（現二丁目六）

管轄区域 栄町（大部分）、花月町、明神町、新町、空知町、中島町

詰所位置の経過 明治三十年本通五丁目（現拓銀）に建築、明治四十三年

第四章 消防

七月材木通北三丁目（現明神町一丁目四）に移転、昭和八年四月第四部と合併して昭和四年四月建築の栄町四七五番地（現三丁目八一七）に移転、昭和三十三年十二月栄町二六八番地に新築移転。

第二分団 団員数 一七名 詰所位置 大町九一番地（現五丁目一）

管轄区域 本町、大町、緑町、一の坂町、朝日町、黄金町、二の坂町、東町、北滝の川、泉町、西滝川

詰所位置の経過 明治四十五年建設、昭和三十一年十一月二十六日新築。

第三分団 団員数 一七名 詰所位置 本町五五五番地（現一六二二六）

管轄区域 栄町の一部、本町の一部、西町

詰所位置の経過 大正七年四月本町三六八番地（現一五一一三）に建設、昭和三十一年一月本町五五五番地に新築移転。

第四分団 団員数 一五名 詰所位置 東滝川四四〇の二（現二丁目）

管轄区域 東滝川 南滝の川

詰所位置の経過 昭和九年四月建築

昭和四十六年中空知広域市町村圏振興計画に基づき中空知市町振興協議会事務局では広域消防行政の検討がなされ、同年七月二十九日圏域内消防長、署長、消防団長会議が行われた。

その後、圏域内主管課長会・助役・消防長会議などを経て協議会では圏域内ブロック割が決定し、滝川市は新十津川町と雨竜町の一市二町による「滝川地区広域消防事務組合」を設立することになり、道へ申請し昭和四十七年三月二十八日道知事認可があつて広域消防行政に入った。

歴代組頭・消防団長就任年月

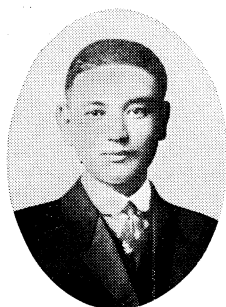
初代組頭菅波 銀司 明治三〇九

三代同 坪田 弥市 四代同 三浦 庄作

五代同 今 興太郎 六代同 神部 為蔵 大正七〇四

七代同 坪田 政七 大正三三六 八代同 藤田 才市 昭和三五

歴代消防組頭・警防団長・消防団長
 滝川消防組・滝川警防団・滝川消防団



今 興太郎



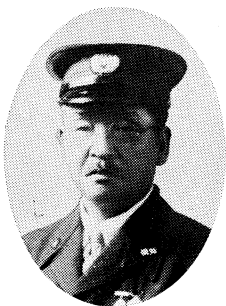
坪田 弥市



広部弥三吉



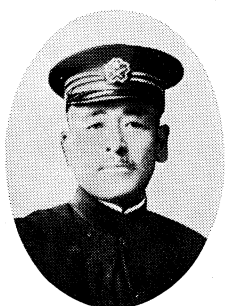
菅波銀司



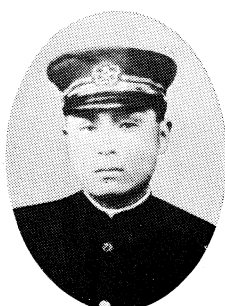
長本熊吉



寒河江巧



藤田才市



坪田政七



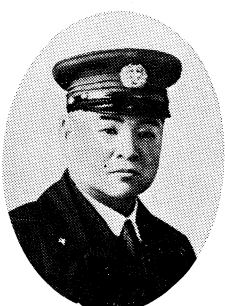
郷 作太郎



宮坂 整



広部伊織



福永清一



赤坂 忍



坂田弘治



田端 武



中島善治



奥野 義雄

注 三浦庄作・神部為蔵・石黒貞一は行政編
に掲載済

九代組頭寒河江 巧 昭和四・三・六 二〇代組頭長本 熊吉 昭和二・二・元
二代同 福永 清一 同 三・九・〇 同 亀谷 虎蔵 大正七・三・〇 大正七・四

昭和十四年消防組改組により警防団団長

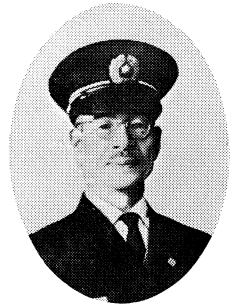
(広親会私設消防組)

- 初代団長 広部 伊織 昭和四・四・一
- 2、同 福永 清一 同 二五・二・〇
 - 3、同 宮坂 整 同 一八・〇・元
 - 4、同 郷 作太郎 同 三・三・一
- 昭和二十二年八月消防団発足後の団長
- 1、団長 郷 作太郎 昭和三・八・〇
- 昭和二十四年六月三十日改組消防団長
- 1、団長 郷 作太郎 昭和四・六・〇
 - 2、同 中島 善治 同 二六・六・六
 - 3、同 田端 武 同 三三・〇・七
 - 4、同 石黒 貞一 同 三三・二・六
 - 5、同 坂田 弘治 同 三三・二・三
 - 6、同 赤坂 忍 同 三三・九・三
 - 7、同(現在)奥野 義雄 同 三三・〇・一
- 歴代消防長
- 1、消防長 郷 作太郎 昭和四・六・〇
 - 2、同 中島 善治 同 二六・六・六
 - 3、同 舟津 幸作 同 三三・一・一
 - 4、同 吉岡 清栄 同 三三・一・一
 - 5、同 真田 整一 同 三三・一・一
- 至四・三・三



北海道防災総合演習 (昭和41. 8. 12滝川市にて)

歴代消防長
滝川市(町)消防本部



舟津 幸作



真田 整一

江部乙の自治体消防 江部乙村
においても昭和二十二年四月三十
日の消防令により、同年七月七日
消防団設置条例を設定して新発足
することになったが、同年七月十
六日消防委員会設置されて、消防
団員として警防団から適任者推せ
んがあった。同年七月二十一日江
部乙消防団が発足した。
団員は団長一、副団長一、部長
二、団員四〇、計四八名による二
部制で、幹部役員の出は団員の
互選とした。

江部乙消防組・江部乙警防団・江部乙消防団



浅田亀吉



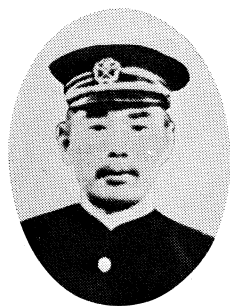
玉置吉作



小杉善之助



黒田 策一



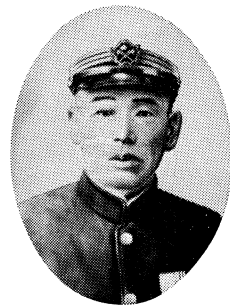
大崎利吉



中村玉吉



虎谷宗平



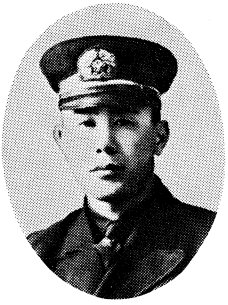
木村常吉



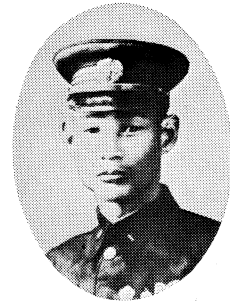
伊藤保



坂口末一



野田博



平野庄一



旧江部乙消防庁舎（12丁目角）

昭和二十三年七月二十四日消防法が公布されて自治体消防設置に伴う消防職員の新しい権限として火災予防行政などが加わった。

昭和二十四年五月三十一日一九四九年式トヨタ八五馬力ポンプ自動車を七十八万余円で購入して消防力を強化、同二十五年九月三十日常備消防手として亀井三郎を任命して火災予防、監視、防火施設の管理立入検査等の実施に当たらせた。

昭和二十六年八月二十一日江部乙村

消防団条例及び火災予防条例を公布、団員定数四八名、年額報酬及び勤続加算額を定め、表彰、懲戒等を制定し、さらに火災予防全般について定められ、消防委員会を廃止した。

また、消防団本部を組織して三部編成とし消防車を東十二丁目の番屋に集中管理することになり、一部増築したが狭いために新改築を行い、昭和二十九年十月二十三日階下補強コンクリートブロック造り建坪二七坪、二階本造モルタル塗二四坪、計五一坪(約百六十九平方メートル)の消防会館が落成した。なお旧第二部番屋は消防器械庫としたが、同年の台風十五号で大破したため取壊しとなった。

昭和三十三年十月二十日消防ポンプ自動車日産キャリヤー型全輪駆動を二一五万円で購入し、第三部に配置し、昭和三十六年十月には第二部を更新して日産八五馬力全輪駆動消防ポンプ車を購入したので、消防力は一段と充実した。またサイレンを七馬力、三方式に改めた。

翌三十七年消防会館の常備職員待機宿舎及び消防団事務室を改築した。三十八年に可搬動力ポンプを購入、この年夏冬両用搬送用具を発明製作して、消防庁長官表彰を受けている。

昭和四十二年五月近代火災に対応するため油火災用消火器具を購入し、同年十一月一部の消防ポンプ車更新に当たって水槽付を購入した。昭和四十四年十月、中空知信用金庫(現北門信用金庫)から一〇〇万円の寄付があり小型動力ポンプ積載車を購入し、小型班七名を配置した。この体制で滝川市と合併したが、江部乙町に滝川消防署江部乙分遣所を昭和四十六年四月一日に開設し同年六月一日専従二名の

消防署員を配置した。

歴代江部乙消防組組頭・警防団長・消防団長

組頭	就任年月	退任年月
初代 黒田 策一	明治四〇・六	大正四一・〇
三代 玉置 吉作	〃 〃 五二・九	〃 〃 三九・九
五代 木村 常吉	昭和三〇・〇	〃 〃 二〇・〇
七代 中村 玉吉	〃 〃 二六・六	〃 〃 二六・六
九代 大崎 利吉	〃 〃 二四・四	〃 〃 二四・四
警防団長		
初代 大崎 利吉	〃 〃 二四・四	〃 〃 二四・四
消防団長		
初代 野田 博	〃 〃 二七・七	〃 〃 二七・七
三代 伊藤 保	〃 〃 二五・三	〃 〃 二五・三
消防委員会委員名 (九名)	(昭和二三・七・一六)	(昭和二六・八・二〇)
大崎 利吉	山木 辰之進	長谷川 武次
岩佐 職司	武田 栄吉	森実 年
平野 庄一	滝川警察署長	江部乙村長

第四節 広域消防

広域消防事務組合 道知事認可により滝川地区広域消防事務組合消防本部、滝川消防署の開庁式が昭和四十七年四月一日に挙行された。

注 組合設立の経過、組合構成、消防組織等については、第五編行政第五章広域行政、第七節に記載済を参照のこと。

昭和四十七年七月二十一日組合設立を記念して地区連合消防演習を滝川市で開催した。従来の滝川市の消防力に新十津川町及び雨竜町の消防力を一点に集中したもので新威力を市民に披露したことがなつた。当日の参加者は消防署・団員二五〇名、ポンプ自動車十八台が勢ぞろいして組合地区内の車両パレード、消火避難、救急、模擬火災訓練など新体制機動力の発揮と今後の強力推進を誓いあつた。

昭和四十八年四月一日江部乙分遣所を江部乙支署に昇格して、職員も九名配置とした。なお消防職員定数は七二名とした。

翌四十九年四月一日消防本部機構を二課制から三課制に改正して予防課を新設、同年八月二十七日江部乙支署に消防無線局を開設して、滝川消防署、滝川消防団、江部乙消防団の全消防車に無線電話が設備されて、消火活動の機動性が増強された。

江部乙支署については昭和四十八年十一月五日、旧江部乙町役場の滝川市江部乙支所跡に支署庁舎新築に着手、翌四十九年三月三十日に近代的な庁舎が落成した。

滝川消防署江部乙支署・江部乙消防団庁舎

所在地 滝川市江部乙町一、二二一番地の四（西十二丁目一番）

規模 鉄筋コンクリート造、二階建 面積五四四平方メートル

一階、事務室、機械室、消防車六台入車庫

二階、会議室、和室（仮眠室）、消防団長室、団員室、ホール

工事総額 四、八七五万円

昭和五十一年十二月十五日消防職員待機宿舎を大町三丁目三番四

号に鉄筋コンクリート造三階建、一棟六戸建を新築した。

翌昭和五十二年十一月三十日北滝の川地区の住宅団地造成に伴い急激な住宅増に対処して滝の川町西五丁目一に「北分遣所」を新築移転し、朝日町の北分遣所を廃した。配置消防職員は四、五名である。

消防署北分遣所庁舎

着工 昭和五十二年八月四日 竣工 昭和五十二年十一月三十日

所在地 滝の川町西五丁目一番

規模 鉄筋コンクリート造平屋建、面積一七六・六九平方メートル

事務室、仮眠室、車庫（タンク車一台配置）

工事総額 一、三九一万円

昭和五十二年七月十三日には滝川消防創立八十周年、江部乙消防創立六五周年記念式典を市文化センターで挙行し、併せて消防演習を行つて先人の努力に感謝し、今後も消防活動に努めることを誓いあつた。

翌五十三年七月十四日、自治体消防制度発足三十周年を記念する滝川地区広域消防事務組合の消防演習が行われ、消防署員・団員合わせて約二百人と車両十六台が参加した。

防火宣伝パレード、規律訓練、ポンプ操法訓練のほか模擬火災演習が江部乙町の中空知（北門）信金支店と明神町の松尾ジンギスカン本店で行われた。また、松尾ビルを使って発足したばかりの消防レンジャー部隊が初出動し、ロープ発射銃を使い、ビルとビルに張ったロープを渡ったり、負傷者を背負つてロープ伝いに屋上から地上に下りる機敏な動きを見せる近代消防活動を披露した。

消防新庁舎の建設については市の総合庁舎内での消防庁舎が狭く

なり、また市役所事務の繁雑さから庁舎が狭く分離をして消防活動の役割を十分果たすために移転新築することになったもので、昭和五十三年八月二十五日着工、翌五十四年三月二十五日に竣工した。

新庁舎は将来の増車に備え十二台の車両収容能力の車庫を配し、冬季の出動に備え暖房を配意している。また、出動が多くなった救急隊室と夜間急病センターとして、在宅医院区別、手術の可否、空ベッド数表示などの病院運用表示盤も設置され、従来にない新機能活動が充分発揮されることになった。

一方、消防団の各分団の整備も進められた。昭和四十七年十一月十五日滝川消防団第一分団詰所を移転新築した。

第一分団詰所建築

所在地 滝川市栄町一丁目九番三二号

建物構造 補強コンクリートブロック造二階建のうち一階部分

面積 一三八・一七平方メートル(四一坪八七)

建設費 四三万三千円

昭和四十八年一月一日には江部乙消防団の三部制を三分団制に改正した。翌四十九年十月三十一日滝川消防団第二分団詰所が移転新築された。

第二分団詰所建築

所在地 滝川市大町四丁目三番二六号

建物構造 補強コンクリートブロック造二階建のうち一階部分

面積 一三五・六八平方メートル 管理住宅付

建築費 九二〇万円

昭和五十一年三月二十日滝川消防団第三分団詰所も移転新築し

た。

◎第三分団詰所建築

所在地 滝川市本町二丁目四番十三号

敷地面積 四四六・一一平方メートル 建物面積 一三七・八九平方メートル

建物構造 補強コンクリートブロック造二階建のうち一階部分

建設費 九〇〇万円 管理住宅付

昭和五十一年十一月一日滝川消防団定員を八五名に増員し、新設予定の第五分団要員として本部所属とした。

同年十二月十日滝川消防団第四分団詰所が新改築落成した。東滝川地区にはさきに東滝川消防会館を建設してあったが、老朽化したうえ福祉センターが完成され、地域住民の集會利用に供した二階の会議室も使用されなくなったため、分団詰所を新築した。

第四分団詰所建築

敷地面積 一九八・三二平方メートル 建物面積 九一・〇九平方メートル

建物構造 補強コンクリートブロック造、平屋建

建設費 七七〇万円 管理住宅なし

続いて昭和五十二年四月一日設置の滝川消防団第五分団に対処して昭和五十一年十二月二十日第五分団詰所が新築された。

第五分団詰所建築

所在地 滝川市泉町二丁目一番

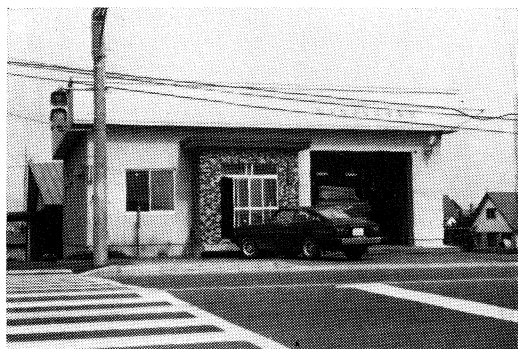
敷地面積 二九二・一平方メートル 建物面積 一四八・六二平方メートル

建物構造 補強コンクリートブロック造一部木造、二階建

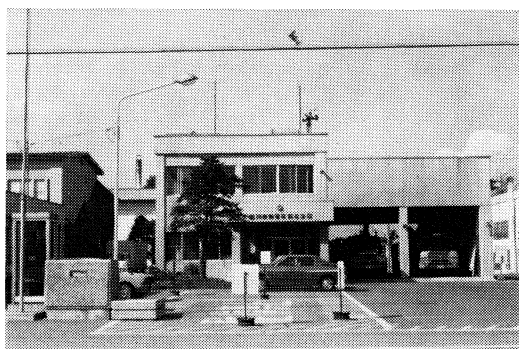
建設費 一、〇五〇万円

滝川消防団第五分団の設置により、泉町・西滝の川、北滝の川方面が本分団地区管轄となり、迅速な消防体制が充実された。

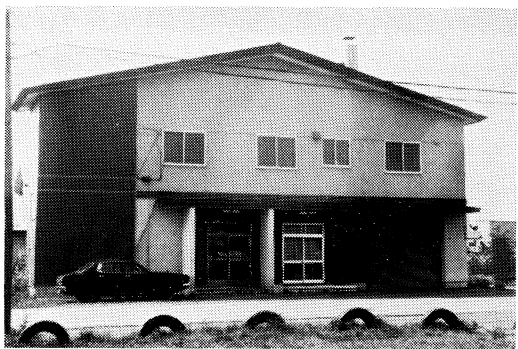
消防団員数については滝川消防団本部三名、第一分団一七名、第



北分遣所



滝川消防署江部乙支署

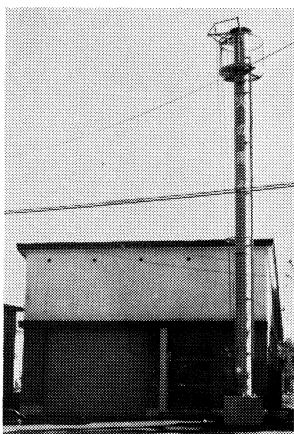


第二分団詰所



滝川消防団第一分団詰所

二分団一七名、三分団一六名、第四分団一六名、第五分団一四名計八三名、江部乙消防団本部四名、同第一分団一五名、第二分団一四名、第三分団一五名、計四八名の実員である（注 定員は滝川消防団本部四名、同第五分団一五名となっており、他は同数である昭和五十四年末現在）。



第四分団詰所



第三分団詰所



第五分団詰所



旧第四分団詰所（東滝川）

消防本部 実定員	支署・分遣所	所屬		合計
		本部	滝川地区	
一五	一	一	江部乙	一〇
三九	一一	一	新十津川	八
九	一	一	雨竜地区	八一
八一	二	二	合計	八一

消防施設・整備状況

消防統計

初代 秋山 義雄
昭和卅・四一
退任年月日 同 五・三三

二代 今井 定利
昭和卅・四一
現任年月日 在 (昭卅)

滝川地区広域消防事務組合歴代消防長



旧消防本部と車両



今井定利



秋山義雄

(昭和五十四年四月一日現在)

昭和三十四年四月一日現在	発生年月日	住所	火災発生所名	焼失面積 (千円)
一六・二・三	本町一丁目一八〇	山口パン店	割烹待源	七五九
一七・九・五	泉町一五〇	大林組 寄宿舎	滝川化学(株)研究所	一、〇〇〇
三三・五・三	泉町二二六	滝川第一映画劇場(エビス座)	滝川第一映画劇場(エビス座)	八五〇
二四・三・八	大町三丁目六八	滝川第二中学校	滝川化学(株)空知寮	六四七
二四・四・〇	花月町二丁目九四	滝川化学(株)ピッチ工場	滝川化学(株)ピッチ工場	九四二
二四・七・一	泉町一三四	滝川化学(株)空知寮	滝川化学(株)空知寮	三、六七〇
二六・五・八	泉町二二八	滝川畜産試験場畜舎	滝川畜産試験場畜舎	九〇〇
二九・一・三	東滝川七三五	有楽町飲食店街	有楽町飲食店街	二、〇〇〇
三〇・三・七	栄町三丁目四六三	引揚者マーケット	引揚者マーケット	一、九二〇
三三・三・五	栄町三丁目三五九			三、三三三

主な火災発生記録 (昭和十年以降・一件五〇〇平方メートル以上)

消防団	消防団 実定員	消防本 部・署	消防団 ポンク車	消防団 ポンク車	消防団 ポンク車	消防団 ポンク車	消防団 ポンク車	消防団 ポンク車	消防団 ポンク車
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一
二	八	一	一	一	一	一	一	一	一

三〇・一〇 栄町三丁目四六三	パチンコ店大洋ホール	六〇、六七六
三〇・五・四 栄町二丁目三一〇	(有)藤丸商店	五七、五三八
三〇・二・三 泉町一七二	柴崎商店	七四、四九三
三〇・五・一 黄金町西二丁目六八	北炭機械株式会社	三、五〇三、〇〇〇
四〇・二・三一 一の坂町西一丁目一三八	国鉄 第二寮	一、四三三、三九一
四〇・二・三一 一の坂町東三丁目九二	白滝園	六〇、七九五
四〇・六・元 栄町三丁目四四五	パチンコ店文化会館	一、二六、二四九
四〇・三・三 栄町三丁目四四五	川島食品舗	八六、〇五三
四〇・一・六 本町四丁目一の二三	本町市場	五四、七六九
四〇・三・五 西町一丁目一九一	旧カクイ木材舗	一、四二、三〇六

火災統計

滝川消防団管内火災統計表 (各歴年による)

昭和	年次	件数	焼損面積 (㎡)	見積損年額 (千円)	昭和	年次	件数	焼損面積 (㎡)	見積損年額 (千円)
四〇	六	一七	五五〇	七、三八四	四一	二	一七	二五九	一六、一一三
三九	一	一八	四二四	四〇、二一五	四二	七	三三	三〇、九三〇	一〇、〇〇〇
三八	二	一九	九四五	八、三三一	四三	七	三三	四四二	二二、四四一
三七	三	二二	九三二	九、五三三	四四	二	三〇	〇二八	六一、七九五
三六	四	二四	三一一	一九、五六七	四五	一	二八	九〇三	七五、三五五
三五	五	一九	五七八	二、七八八	四六	二	二二	九四四	一〇、二二六
三四	六	二一	七七三	九、九七三	四七	三	三二	三四一	一八、三四六
三三	七	二二	七七三	三、二八六	四八	四	三二	四三二	五、四七四
三二	八	一九	四二六	八、七三二	四九	一	二二	三三六	三一、六七四
三一	九	二二	六九二	六、三三八	五〇	二	二〇	三三三	一九、三七〇
三〇	〇	八	一七一	三〇、四五六	五一	三	三一	九六八	二九、九〇〇
二九	一	二二	一七六	五、二二三	五二	一	一八	五九五	四、八二八
二八	二	六	四七三	三、六六九	五三	二	二〇	八八〇	三五、八九一
二七	三	二二	九七七	三、一九九	五四	三	二二	五〇一	四八、六〇九

江部乙消防団管内火災統計表

四二	一〇	七五一
四三	二	一〇〇
四四	四	一九二
四五	五	三三二
四六	九	四六三
四七	八	二七五
四二	一	五、六九五
四三	一	八〇七
四四	四	三九五
四五	四	二五六
四六	一	七九〇
四七	四	六五七
四二	五	四八
四三	四	四九
四四	五	五〇
四五	五	五一
四六	五	五二
四七	五	五三
四二	六	五
四三	七	六
四四	八	七
四五	九	八
四六	〇	九
四七	一	一〇

救急業務統計・事故種別

年 別	区 分			合 計	火 災	水 難	交通事故	労働災害	運動競技	加 害	自損行為	急 病	一般負傷	そ の 他	不 搬 送
	出動件数	救急件数	搬送人員												
昭和44年	121	107	139	367	1	1	3	97	12	7	5	165	50	18	67
45	169	143	179	491	2	1	1	125	6	9	8	127	33	16	47
46	234	196	230	660	1	2	2	89	8	8	10	82	23	7	34
47	333	266	313	912	2	1	2	125	6	9	10	127	33	16	47
48	361	325	392	1078	2	2	3	125	6	9	10	127	33	16	47

54			53			52			51			50			49		
搬送人員	救急件数	出動件数	搬送人員	救急件数	出動件数	搬送人員	救急件数	出動件数	搬送人員	救急件数	出動件数	搬送人員	救急件数	出動件数	搬送人員	救急件数	出動件数
586	565	618	572	542	597	559	522	583	519	498	555	452	415	507	471	333	466
4	4	4	12	5	5	8	3	3	1	1	1	1	1	2	4	4	5
								1	1	1	2	2	2	2			
112	91	98	128	98	110	106	74	87	72	54	66	82	57	67	71	50	66
22	22	24	18	18	20	22	16	18	15	15	16	17	17	18	8	8	10
6	6	6	10	10	11	9	9	9	14	14	14	7	7	7	13	13	14
3	2	3	6	6	6	4	4	6	5	5	5	6	4	5	3	3	4
12	11	14	9	9	13	9	9	11	16	16	20	20	20	28	12	12	14
278	278	302	251	251	270	278	277	307	260	260	290	290	240	277	213	211	239
59	58	60	65	65	67	54	53	58	81	77	83	64	64	66	48	48	51
90	93	107	73	80	95	69	77	83	54	55	58	43	43	45	29	24	33
53			55			61			57			62			63		



救急業務

第五節 消防後援

滝川町火防衛生組合 明治四十三年十一月二十日北海道庁令第一〇九号をもって公布された火災予防法が実施されることになったが、明治三十二年八月に結成されていた滝川町衛生組合が、この業務を行った。

さきに発足していた衛生組合では明治三十六年五月に本通一丁目に誕生した私立消防組の発足に当たり金四〇円を寄付し、火防衛生にも配慮していたのである（今の第二分団の発足にあたる）。

明治四十五年三月滝川町火災予防組合が結成されたが、両組合の業務を行うために同年四月十日より公立滝川火防衛生組合となつ

た。 〔進藤孝の履歴書による〕

注 大正二年十月刊滝川町発展史に「火災予防組合 警火の事を掌る為めに火災予防組合あり其役員には組長一名、副組長一名、世話係二十八名評議員十二名あり」とある。

大正七年二月消防組第三部の増設に際し、金二三〇円を寄付、同八年八月には衛生博覧会を開催して、衛生思想の普及をはかり、大正十一年八月本町一、二、三丁目の水道敷設に際しては金二五〇円を寄付し助成に努めた。この地域は水質が非常に悪く悪疫発生のおそれがあるので、水道施設の計画があつたが本組合は率先して寄付金を出し、その施設の実施を促した。

また、同年五月には消防組の被服費として金一七三円を寄付し、同十四年二月には停車場通りの私設義勇消防組に金一〇〇円を寄付してそれを助長させた。

大正十四年五月滝川町婦人会主催の乳幼児健康相談所が開設されるとすぐ、経費年額五〇円を助成して事業を援け、また大正十三年頃から公立滝川消防組に対しても年額五〇〇円を、私立消防組に対しては年額七五円から一〇〇円の助成をなして消防後援の実をあげた。昭和元年末組合戸数一、三二一戸で、昭和七年四月常備消防部が設立されるまで継続していた。また、常備部の設置時には金四、〇〇〇円を寄付して設備の充実を助成した。昭和九年組合戸数一、六五〇戸。

昭和十一年三月二十五日火防衛生組合長に対し「多年力を衛生の事に致し其の功績大なるものあり」として北海道庁長官佐上信一か

ら表彰の榮に浴した。

この年四月自動車ポンプの購入に際し金五〇〇円を寄付、同年十月陸軍特別大演習並びに地方行幸に際し、火防特別警戒並びに衛生用務に尽した功績により、道庁長官池田清から感謝状授与、翌十二年一月一日永年火災予防の事に力を致し、その功績少なからずとして、組合長田村文平は池田長官から表彰状を受けた。

昭和十二年九月警察署長中尾金藏指導のもとに滝川町防護団が組織され、五人制度による家庭防火群の基礎が形成された。

その後太平洋戦争下にあつて日夜防火訓練に努めていたが、終戦に当たつて本組合は解散した。

歴代組合長

初代 渡 辺 作治	明治三・八	二代 柿島 軍 治	同 翌・三
三代 野 瀬 文吉	大正六・一三	四代 細越 政右エ門	同 二・四・一〇
代理副組合長			
田村 文平	昭和七・八・五	五代 田村 文 平	同 八・四
六代 寒河江 巧	同 三・六	七代 佐藤 勘次郎	同 四・七

滝川町消防後援会 明治三十年九月、公立滝川村消防組が結成

され、その機能を充分發揮させるため、その後滝川火防衛生組合から若干の経費助成があつたものの比較的効果が少ないうらみがあつた。大正六年十二月十二日滝川町消防後援会が町役場内に事務所を置き設立された。大正七年の経費は年間三七四円を計上している。

しかし、これらも不活発のようで、たまたま昭和十二年七月滝川

警察署長中尾金蔵の就任後、消防後援会を再設立して充分後援の実を挙げるよう奨められ、昭和十三年四月十八日この設立の議がはかられて、同年七月二日創立総会が開催された。

この年七月二十六、七日の両日、北海道第二方面消防幹部会議が滝川町で開催された時、消防後援会の尽力により同会議の成功をみている。

滝川町警防団後援会 昭和十四年四月一日消防組と防護団とが

一体化されて滝川町警防団となり、消防後援会も警防団後援会と改称した。事務所は滝川警防団本部内に置き、その目的は「滝川警防団重要施設、調査研究ヲ為シ一面警防団員ノ服務上ニ於ケル精神的援助促進ヲ図リ町警備ノ万全ヲ期スルヲ以テ目的トス」とある。

役員任期は二カ年とし名譽職で、書記三名には手当を給した。

会の収入は会員の負担金と篤志家の寄付金によるもので、毎年四月の総代会議を経て区域執行の総代によって収金された。

本会の事業は会則第四条に示されており次のとおりである。

第四条 本会ハ第二条ノ目的ヲ達スル為メ左記事業ヲ行フ

- 一、重要警防施設ノ調査研究ヲ為シ之ヲ発表シ実現ヲ図ルコト
- 二、団員ノ公務上ニ於ケル死傷ニ對シ弔慰救済ヲ為シ以テ公務死傷ニ伴フ本人並ニ其ノ家族ノ精神的志氣沮喪ノ防止ヲ図ルコト
- 三、団員ノ慰勞方法ヲ講ジ且ツ其経費ヲ負担シ団員ヲシテ澁刺進取ノ氣象ヲ鼓吹スルコト
- 四、警防団員トシテ公然必要ナル社会的存立ニ要スル費途並ニ費額ノ決定承認及ビ其経費ノ負担
- 五、其他役員会ノ総代会ニ於テ必要ト認メタル事項

である。

第四章 消 防

昭和二十年八月十五日の敗戦により昭和二十二年八月二十日新しく滝川消防団が結成されて、警防団後援会は解散した。

当時の役員名

顧問 神部 為蔵町長 山田 部警察署長

大石 晃弘町助役 広部 伊織警防団長

警察署警部 福永 清一同 右

会長 郷 作太郎

副会長 田村 文平 岩本 秀次郎

理事兼会計 高畑 宜茂 (理事・監事・書記略)

滝川町連合消防後援会 消防団令に基づく消防団設置後は各分団

ごとの後援活動が行われた。その後強力な消防後援活動を推進すべきであるとして各分団組織を一本化する組織の結成が進められ、昭和二十九年一月に滝川町連合消防後援会が設立された。

会長には道議会議員の佐久間貞江が選出され、副会長には各分団後援の代表者があたり、第一分団からは吉倉常蔵、第二分団は野瀬武右エ門、第三分団は米倉定次郎、第四分団は林与市が就任して、消防後援に尽した。

昭和三十九年五月一日滝川市の開基以来の大火が発生した。それは北炭機械株式会社社宅の火災で、全燃七一戸、半燃二戸、半壊七戸、計二六棟八〇戸、焼失面積三、九八六平方メートル、損害額約三、七〇三万円、六七世帯二八九名が罹災という大火であった。

その後、消防力の増強とともに消防後援活動の活発化が促がされて、翌年に至り連合消防後援会の発展的解消による消防協会の発足をみるに至った。

滝川市消防協会 消防後援会は会員主体であるが、より活動を

促進するため、一般市民の防火思想を啓発し、消防活動後方支援などのため幅広い消防協力団体とする動きがあり、昭和四十年四月一日に滝川市消防協会が設立され、事務所は滝川市役所に置かれた。

火災予防の徹底と消防活動の円滑化をはかるとともに、無火災都市建設の推進を期することを目的としており、事業としては

- 1、火災予防に関すること。
- 2、消防機関が行う事業の協力援助に関すること。
- 3、消防団員の福祉厚生に関すること。
- 4、その他必要と認めること。

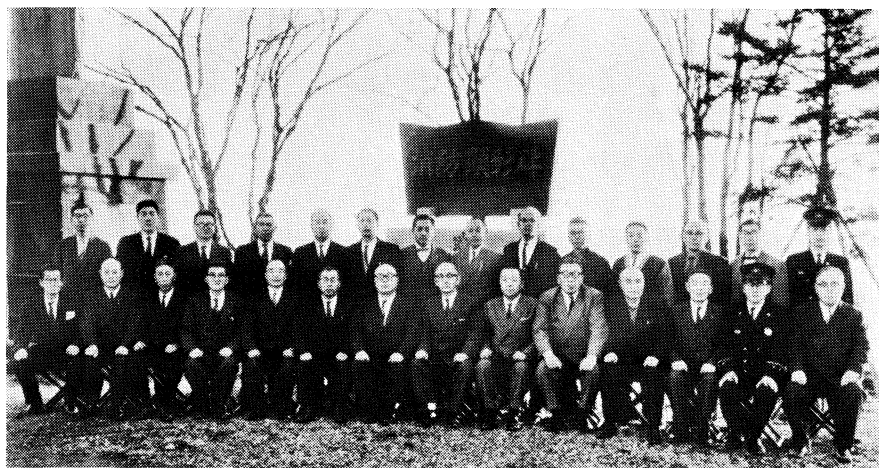
を行う。本協会組織は各分団後援の地区支部及び防火管理者連絡協議会（本会では協会という。）によるもので、役員構成は各地区支部から五名、防火管理者協会から六名の評議員が選出され、評議員会において会長及び監事が選出される。また副会長には各地区支部長及び防火管理者協会長が当たっている。

本会の運営費は各支部からの会費、市からの大きな補助金、寄付金その他によるものである。

昭和四十一年に滝川消防に尽くされた消防先人を末永く顕彰し、また消防にあたられる方々を鼓舞する意味をもって消防顕彰碑を建立する動きがあり、関係者の努力によって同年九月二十六日滝川神社境内に建立された。以来毎年、建立日に全消防団員、消防職員及び協会関係者等による消防顕彰祭が執行されている。

消防顕彰碑の題字は前道知事町村金五の書によるもので、碑裏面に碑文が次のようにある。

消防人をたたえる



建立発起人会一同

滝川に私設消防が呱呱の声をあげてから、ことしでちょうど七〇年を迎える。この間幾多の消防組織の変遷をみたが、一貫して変わらないのは地方自治の基盤である「住民の手による災害防除」に率先する消防人の心である。およそ自分の身を惜しまず、人々の生命や財産を災害から守るということほど尊いものはない、この尊い姿こそ人間として最高の姿ではなからうか。

われわれは、この機会に災害に対しました立派な消防形成にたゆまない努力を積み重ねた先人の遺徳を偲び、加えて誰よりも強く、誰よりも愛され、誰よりも信頼される近代消防人の精神のよりどころとして消防顕彰碑を建て消防に関与した先覚者、物故者の名をとどめることとした。

天災に加え、近年の科学技術の進歩と産業の発展は、一面人災の危険性を醸し、常に人命や財産を脅かしている。それ故防災は休まずなく惜しみなく進められなければならないが、われわれは現代人の知恵と力と精神があらゆる災害を未然にそして完全に防ぐであろうことを信じている。

滝川市民は先人の偉大な名のとやがて現

在の未来の輝しい消防人たちの名が記されることを期待している。

明治二四年、市街地に初めて警鐘台が設けられたと聞く、時代は大きく変遷した。遠い昔先人の頑強な腕で打ち鳴らされた警鐘は、今もなお四万数千市民の心の中に響き続けられている。

昭和四十一年九月二十六日

滝川市消防顕彰碑建立発起人会

消防顕碑への祭祀に当たっては次のとおり基準をもうけている。

1、範圍 消防吏員、消防団員、消防活動協力者（消防法第三六条の二）、消防関係団体役員、その他特に必要と認めるもの。

2、基準 消防職員、団員殉職者、公務基因死亡者、

長期勤続者（退職若しくは死亡時の職務）が死亡した時

(1) 消防吏員、消防団員 一五年以上の者

(2) 消防司令、司令補、分団長、副分団長一〇年以上の者

(3) 消防長、消防署長、消防団長、副団長 五年以上の者

部外協力者 前項に準じ審査委員会決定による。

3、上申 祭祀該当者の現認上申者は、消防長、署長、団長、分団長である。

4、祭祀審査委員会 委員構成は、市助役を長とし消防長、署長団長、副会長、市総務課長、その他必要と認める者。

5、祭典 年一回とし、一時に多数の被祭祀者が生じ特に祭典の必要が生じた場合は臨時祭典を行う。

なお、昭和五十四年度までに九一柱の御霊が祭祀されている。

本協会では年間行事として消防顕彰祭典を執行し、また事業目的とする消防団員に対する慰労鼓舞として分団への助成金、演習時の配意が行われている。

昭和五十二年六月に滝川地区に第五分団地区支部が結成されたので、現在は滝川地区の五支部、江部乙地区は三分団あるが、当分の

間一地区支部とみなし、防火管理者支部と合せて七地区支部の組織構成である。

役員名

就任年月日

会長 神部俊郎 昭和四〇・一〇・一〜現在

昭和五十四年度役員名（除評議員）

副会長

三浦光正（第一分団地区支部長）

太田盛夫（第二分団）

東金次郎（第三分団）

井上正雄（第四分団）

中村正直（第五分団）

岩崎庄一（江部乙分団）

朝日昇道（防火管理者支部長）

会計幹事

中西清一（第一分団地区支部）

監事

鶴田利一（第二分団地区支部）

土井恒隆（第三分団）

山本栄（江部乙分団）

江部乙の消防後援 大正四年十月に私設消防組が公認されて江

部乙消防組となった。当時の村財政は、消防組費用を全額負担するほど余裕がなかったので、市街住民は経費の一部を寄付により賄うことになり、大正五年十月に江部乙消防組後援会を組織して、物質的にまた精神的にも消防援助活動を行うことになった。

江部乙村には大正二年二月に創立された江部乙火防組合が設置されていたが、直接消防組を後援する後援会活動も行われてきたのである。なお火災予防組合は終戦により解散している。

1、研修会および防火管理体制がすぐれた事業所等の視察等に関する事。

2、防火関係法令の研究に関する事。

3、防火管理者の育成に関する事。

4、消防本部が行う火災予防運動の協力に関する事。

5、機関紙の発行に関する事。

6、その他この会の目的を達成するために必要な事業

昭和五十四年度現在の会員数は九一人(団体)である。

歴代会長

初代 伊藤 清 昭和元・七 二代 朝日 昇道 昭和四・五

防災会議

国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、必要な体制を確立し防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧など必要な災害対策の基本を定め、防災行政を進める目的をもって昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号の災害対策基本法が制定された。

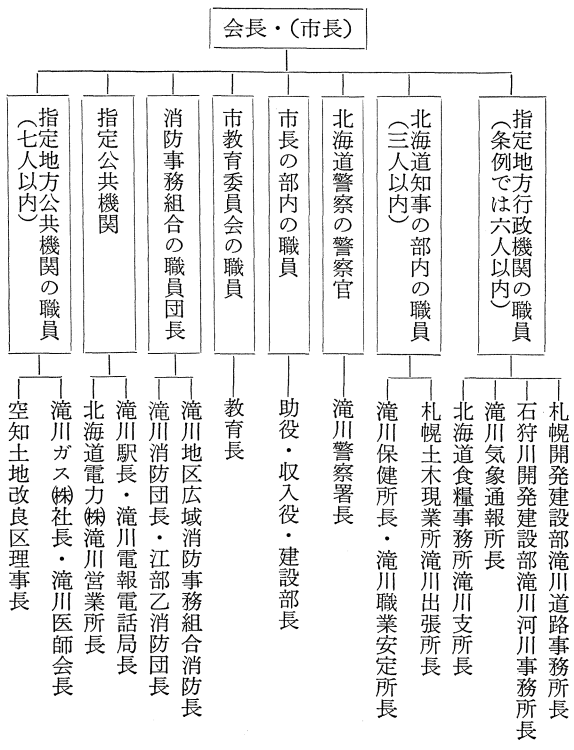
この災害とは暴風・豪雨、豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火などの異常な自然現象または大規模な火事、爆発などであり、防災とは災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいうものである。

災害対策基本法に基づき旧滝川市では昭和三十七年十二月二十五日滝川市防災会議条例と滝川市災害対策本部条例を公布した。また江部乙町では同条例を同年十二月二十日に公布した。

防災会議は地域の防災計画を作成しその実施を推進すること及び災害発生の場合に当該災害に関する情報を収集して法令による権限に属する事務を行っている。

組織は会長に市長が当たり、委員は現在次のとおり指定している

る。



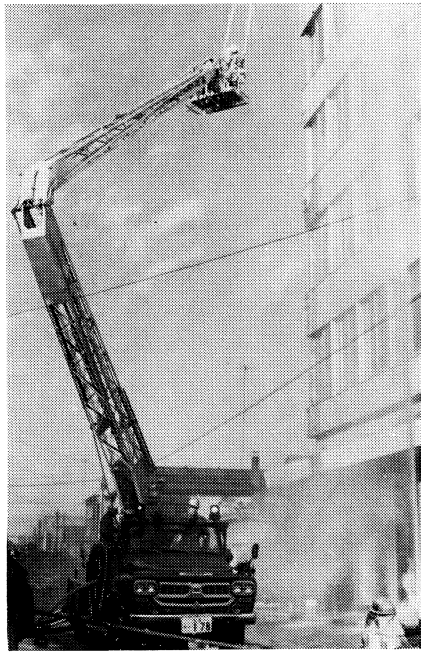
防災会議が設置されたのは昭和三十八年二月二十日関係機関の職員を委員に委嘱して発足し、滝川市地域防災計画書を作成して毎年会議を行っている。

災害の発生又は発生のおそれのある場合は市が災害対策本部を設置することになっており、市の全職員をもって組織される。

災害の状況により第一非常配備(準備)では一部の関係職員による体制、第二非常配備(警戒)では各担当班長及び土木・下水道・水道の職員配備、第三非常配備は全員配備となり、住民組織の協力を得て災害に対処することになっている。

防災対策・応急復旧・救助活動等の協力団体

区分	名 称	代表者名	会員数	連 絡	先
区 分	名 称	滝川市婦人会	真田 和子六〇〇	朝日町二二	T三三〇五九〇
		滝川市母子婦人会	福田 朝野一七〇	明神町一五	T三三〇三六〇
婦 人	団 体	滝川市農協婦人部	兼田 和子五〇〇	北滝の川西八	T三三〇九三三
		江部乙町婦人会	山本 文子五四六	江部乙町南二一	T五五〇三九
奉 仕	団 体	江部乙町農協婦人部	葛原 歌子六二五	江部乙町東十三	T五五〇三九三
		日本赤十字社滝川地区無線奉仕団	芳賀 征光 二〇	朝日町西一三	T三三〇四六二
盟	団 体	滝川市青年ボランティア連	林 弘 一二	明神町一五 福祉センター内	T三三〇五五五
		滝川建設協会	齊藤 国雄五〇社	大町二一八産経会館内	T三三〇三三五



消 防 演 習

災害時における協力業務内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 避難所の奉仕 町内会
- (2) 炊出し奉仕 婦人部
- (3) 救援物資の支給 奉仕団体
- (5) 清掃防疫の奉仕 行政推進員
- (4) 飲料水の供給 建設協会
- (6) 被害調査・応急措置 同 右

なお災害に対して住民の避難所は発生内容、場所に対応して異なるものであるが、市内の学校、保育所、福祉会館、公民館などをあらかじめ設定しており、災害応急対策として食糧、衣料、給水、医療、防疫などに各関係者との連携をはかる計画を策定しており、防災に万全を期することになっている。